

3.2.10 公害等の状況

1) 公害苦情の発生状況

令和3年度の公害苦情の発生件数は、表 3.2-25 に示すとおりです。

横浜市における公害苦情総数は1,362件であり、公害苦情の多い項目としては騒音の430件、大気汚染の362件、悪臭の358件となっています。

調査対象地域の3区も横浜市全体と同様、公害苦情数は騒音が最も多く、悪臭、大気汚染、振動が多くみられます。

表 3.2-25 公害苦情の発生件数（令和3年度）

行政区分	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
横浜市	1362	362	57	—	430	147	2	358	6
西区	23	3	—	—	13	3	—	4	—
中区	106	17	3	—	56	12	—	18	—
南区	58	10	2	—	25	10	—	10	1

注) 〇〇は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書[web版]（苦情件数）」（横浜市ホームページ、令和5年3月調べ）

2) 大気汚染の状況

対象事業実施区域に最も近い一般環境大気測定局は、対象事業実施区域北西側約 2.3km の西区平沼小学校で、次に近い測定局は対象事業実施区域から南西側約 2.7km の南区横浜商業高校です。また、最も近い自動車排出ガス測定局は対象事業実施区域北西側約 3.1km の西区浅間下交差点となります（図 3.2-24 参照）。各測定局の平成 29 年度～令和 3 年度までの測定結果は、表 3.2-26(1)～(3)に示すとおりです。

二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質は上記 3 局で測定されており、すべての年度で環境基準に適合していました。

また、一般環境大気測定局の光化学オキシダントについては各年度とも不適合でした。光化学オキシダントは気象要因による変動が大きく、全国的に環境基準が達成できていない傾向があります。

■環境基準の適合条件について

測定局の大気汚染物質の測定結果が環境基準に適合しているかどうかについては、対象となる年度内に得られた全ての測定値を用いて、以下に示す条件で評価されています。

大気汚染物質	評価方法	環境基準に適合するための条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	短期的評価	1 時間値が 0.1ppm を超えないこと。 日平均値が 0.04ppm を超えないこと。
	長期的評価	日平均値が 0.04ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7日 ^{※1}) 以内であり、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)	短期的評価	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えないこと。 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えないこと。
	長期的評価	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数が 1 年間で 2% (7日 ^{※1}) 以内であり、かつ、日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
一酸化炭素 (CO)	短期的評価	8 時間値が 20ppm を超えないこと。 日平均値が 10ppm を超えないこと。
	長期的評価	日平均値が 10ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7日 ^{※1}) 以内であり、かつ、日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
二酸化窒素 ^{※3} (NO ₂)	98% 値評価	日平均値が 0.06ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7日 ^{※2}) 以内であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	年平均値評価・98% 値評価の併用	年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値が 35μg/m ³ を超えた日数が 1 年間で 2% (7日 ^{※2}) 以内であること。
光化学オキシダント (OX)	短期的評価	1 年間の昼間 (5時～20時) のすべての 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ダイオキシン類	年平均値評価	複数回の測定値の年平均値で 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

※1 2% 除外値で評価する浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素は、有効測定日数が 325 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。

※2 98% 値で評価する二酸化窒素及び微小粒子状物質は、有効測定日数が 326 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。

※3 環境省では 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であることとしていますが、横浜市では、環境基準のゾーン下限値 (0.04ppm) を環境目標値としています。

資料：「大気汚染に係る環境基準」（環境省ホームページ、令和 5 年 3 月調べ）

「大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況（令和 3 年度）」、「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」（横浜市ホームページ、令和 5 年 3 月調べ）

「大気汚染状況の常時監視結果データの説明（環境基準について）」（国立研究開発法人 国立環境研究所 ホームページ、令和 5 年 3 月調べ）

「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市ホームページ、平成 31 年 3 月）

表 3.2-26(1) 大気質測定結果（一般環境大気測定局【西区平沼小学校】）

項目		単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
二酸化窒素	年平均値	ppm	0.018	0.017	0.017	0.016	0.015	
	日平均値の年間 98%値	ppm	0.039	0.042	0.038	0.039	0.033	
	日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0	0	0	1	0	
	98% 値評価	98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0
		適合：○ 不適合：×		○	○	○	○	○
横浜市の環境目標値の適合・不適合			○	×	○	○	○	
浮遊粒子状物質	年平均値	mg/m ³	0.023	0.019	0.017	0.015	0.015	
	日平均値の 2%除外値	mg/m ³	0.046	0.046	0.046	0.037	0.033	
	短期的評価	1 時間値が 0.20 mg/m ³ を超えた 時間数	時間	0	0	0	0	0
		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数	日	0	0	0	0	0
	長期的評価	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 が 2 日以上連続したことの有無		無	無	無	無	無
		長期的評価による 0.10mg/m ³ を 超えた日数	日	0	0	0	0	0
適合：○ 不適合：×			○	○	○	○	○	
微小粒子状物質	年平均値	μg/m ³	11.8	12.0	10.1	9.6	8.5	
	日平均値の年間 98%値	μg/m ³	27.8	28.4	23.8	23.5	19.9	
	日平均値が 35 μg/m ³ を超えた日数	日	1	1	0	1	0	
	適合：○ 不適合：×		○	○	○	○	○	
二酸化硫黄	年平均値	ppm	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	
	日平均値の 2%除外値	ppm	0.004	0.005	0.004	0.004	0.003	
	短期的評価	1 時間値が 0.1ppm を超えた時 間数	時間	0	0	0	0	0
		日平均値が 0.04ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0
	長期的評価	日平均値が 0.04ppm を超えた日 が 2 日以上連続したことの有無		無	無	無	無	無
		長期的評価による 0.04ppm を超 えた日数	日	0	0	0	0	0
適合：○ 不適合：×			○	○	○	○	○	
光化学 オキシダント	昼間の年平均値	ppm	0.031	0.030	0.028	0.028	0.031	
	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時 間数	時間	372	327	239	163	193	
	昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数	日	1	2	3	0	1	
	適合：○ 不適合：×		×	×	×	×	×	
シダ ンキ	年平均値(複数回の測定値の平均値)	pg-TEQ/m ³	—	0.012	—	—	0.013	
	適合：○ 不適合：×		—	○	—	—	○	

注)「—」は計測していないことを示しています。

資料：「横浜市大気汚染調査報告書 第 58 報（平成 29 年度）」、「大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況（平成 30 年度～令和 3 年度）」、「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」（横浜市ホームページ、令和 5 年 3 月調べ）

表 3.2-26(2) 大気質測定結果（一般環境大気測定局【南区横浜商業高校】）

項目		単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
二酸化窒素	年平均値	ppm	0.017	0.016	0.015	0.014	0.015	
	日平均値の年間 98%値	ppm	0.039	0.041	0.033	0.035	0.035	
	日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0	
	98% 値評 価	98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数 適合：○ 不適合：×	日	0	0	0	0	0
	横浜市の環境目標値の適合・不適合 適合：○ 不適合：×		○	×	○	○	○	
浮遊粒子状物質	年平均値	mg/m ³	0.021	0.018	0.017	0.015	0.015	
	日平均値の 2%除外値	mg/m ³	0.049	0.045	0.050	0.043	0.034	
	短期 的評 価	1 時間値が 0.20 mg/m ³ を超えた 時間数	時間	0	0	0	0	0
		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数	日	0	0	0	0	0
	長期 的評 価	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 が 2 日以上連続したことの有無		無	無	無	無	無
		長期的評価による 0.10mg/m ³ を 超えた日数 適合：○ 不適合：×	日	0	0	0	0	0
微小粒子状物質	年平均値	μg/m ³	9.8	9.9	8.9	7.8	7.5	
	日平均値の年間 98%値	μg/m ³	21.7	23.4	21.0	19.6	16.5	
	日平均値が 35 μg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	
	適合：○ 不適合：×		○	○	○	○	○	
二酸化硫黄	年平均値	ppm	0.003	0.002	0.002	0.001	0.002	
	日平均値の 2%除外値	ppm	0.005	0.005	0.005	0.003	0.004	
	短期 的評 価	1 時間値が 0.1ppm を超えた時 間数	時間	0	0	0	0	0
		日平均値が 0.04ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0
	長期 的評 価	日平均値が 0.04ppm を超えた日 が 2 日以上連続したことの有無		無	無	無	無	無
長期的評価による 0.04ppm を超 えた日数 適合：○ 不適合：×		日	0	0	0	0	0	
光化学 オキシ ダント	昼間の年平均値	ppm	0.032	0.031	0.029	0.028	0.032	
	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時 間数	時間	497	415	267	192	256	
	昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数	日	1	3	2	0	1	
	適合：○ 不適合：×		×	×	×	×	×	
シ ン キ 類	年平均値(複数回の測定値の平均値)	pg-TEQ/m ³	—	—	0.013	—	—	
	適合：○ 不適合：×		—	—	○	—	—	

注) 「—」は計測していないことを示しています。

資料：「横浜市大気汚染調査報告書 第 58 報（平成 29 年度）」、「大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況（平成 30 年度～令和 3 年度）」、「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」（横浜市ホームページ、令和 5 年 3 月調べ）

表 3.2-26 (3) 大気質測定結果 (自動車排出ガス測定局【西区浅間下交差点】)

項目		単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
二酸化窒素	年平均値	ppm	0.024	0.024	0.023	0.021	0.021	
	日平均値の年間 98%値	ppm	0.042	0.048	0.042	0.042	0.039	
	日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0	0	0	1	0	
	98% 値評 価	98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数 適合：○ 不適合：×	日	0	0	0	0	0
	横浜市 の環境 目標値 の適合 ・不適合 適合：○ 不適合：×		×	×	×	×	○	
浮遊粒子状物質	年平均値	mg/m ³	0.021	0.019	0.016	0.015	0.015	
	日平均値の 2%除外値	mg/m ³	0.042	0.054	0.047	0.035	0.036	
	短期 的評 価	1 時間値が 0.20 mg/m ³ を超えた 時間数	時間	0	0	1	0	0
		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数	日	0	0	0	0	0
	長期 的評 価	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 が 2 日以上連続したことの有無		無	無	無	無	無
		長期的評価による 0.10mg/m ³ を 超えた日数 適合：○ 不適合：×	日	0	0	0	0	0
微小粒子状物質	年平均値	μg/m ³	13.1	13.3	11.8	12.0	10.9	
	日平均値の年間 98%値	μg/m ³	28.5	32.1	26.7	26.8	23.6	
	日平均値が 35 μg/m ³ を超えた日数	日	2	4	1	2	0	
	適合：○ 不適合：×		○	○	○	○	○	
一酸化炭素	年平均値	ppm	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	
	日平均値の 2%除外値	ppm	1.0	0.9	0.8	0.8	0.6	
	短期 的評 価	8 時間値が 20ppm を超えた回数	回	0	0	0	0	0
		日平均値が 10ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0
	長期 的評 価	日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無		無	無	無	無	無
		長期的評価による 10ppm を超え た日数 適合：○ 不適合：×	日	0	0	0	0	0

資料：「横浜市大気汚染調査報告書 第 58 報 (平成 29 年度)」、「大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況 (平成 30 年度～令和 3 年度)」、「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」(横浜市ホームページ、令和 5 年 3 月調べ)



図 3.2-24 大気汚染測定局位置図

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 を複製したものである。

資料：「横浜市大気汚染調査報告書 第 58 報（平成 29 年度）」、「大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況（平成 30 年度～令和 3 年度）」
（横浜市ホームページ、令和 5 年 3 月調べ）

3) 水質汚濁の状況

(1) 公共用水域

調査区域には、東京湾横浜港内に公共用水域水質測定地点があり、その位置は図 3.2-25 に示すとおりです。

水質の測定結果は表 3.2-27 に示すとおりです。水素イオン濃度は全年度で環境基準に不適合でした。また、全窒素は令和 3 年度、全磷は平成 29 年度、令和元年度及び令和 3 年度が環境基準に不適合でした。

なお、水素イオン濃度は、上層と下層の平均値で評価していますが、上層で高い値が観測される傾向があります。

表 3.2-27 公共用水域水質測定結果

測定地点	項目	結果・判定	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	環境基準	
海域 … 東京湾横浜港内	水素イオン濃度 (pH)	結果	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	(C 類型) 7.0 以上 8.3 以下	
		判定	× (2/12)	× (1/12)	× (1/12)	× (2/12)	× (3/12)		
	化学的酸素要求量 (COD) 【75%値】 (mg/L)	結果	4.2	3.7	4.0	4.5	3.2	(C 類型) 8mg/L 以下	
		判定	○	○	○	○	○		
	溶存酸素 (DO) (mg/L)	結果	7.5	8.1	8.2	8.4	8.8	(C 類型) 2mg/L 以上	
		判定	○ (0/12)	○ (0/12)	○ (0/12)	○ (0/12)	○ (0/12)		
	IV 類型	全窒素 (mg/L)	結果	0.89	0.83	0.94	0.92	1.1	(IV 類型) 1mg/L 以下
			判定	○	○	○	○	×	
		全磷 (mg/L)	結果	0.094	0.081	0.095	0.087	0.12	(IV 類型) 0.09mg/L 以下
			判定	×	○	×	○	×	

注 1) 水素イオン濃度 (pH)、溶存酸素 (DO) の結果は、全層の年間平均値を示しています。

注 2) 水素イオン濃度 (pH)、溶存酸素 (DO) の判定は日間平均値で評価しています。

環境基準適合状況

○：適合、×：不適合、判定項目の(m/n)の n は測定検体数、m は環境基準不適合検体数を示し、m ≥ 1 の場合に「不適合」と判定します。

注 3) COD の結果は全層の年間 75% 値を示し、判定は 75% 値で評価しています。

注 4) 全窒素、全磷の結果は上層の年間平均値を示し、判定は上層の年間平均値で評価しています。

資料：「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書（平成 29 年度～令和 3 年度）」

(横浜市ホームページ、令和 5 年 3 月調べ)

(2) 地下水

調査区域では、横浜市が地下水の水質測定を実施しています。

地下水水質調査は、概況調査と汚染が明らかとなった井戸を継続的に監視するための継続監視調査に区分されており、概況調査は経年変化を把握するための定点調査と市内全体の状況を把握するためのメッシュ調査で構成されています。

これら調査の実施状況は表 3.2-28 及び図 3.2-25 に示すとおりで、平成 29 年度～令和 3 年度の調査では環境基準値を超過する項目は確認されていません。

表 3.2-28 地下水水質測定の実施状況

メッシュ番号	調査年度	調査種類	環境基準超過
1429	平成 30 年度	概況調査(メッシュ調査)	なし
1521	平成 30 年度	概況調査(メッシュ調査)	なし
1522	平成 30 年度	概況調査(メッシュ調査)	なし
1449	令和元年度	概況調査(定点調査)	なし
1512	令和元年度	概況調査(メッシュ調査)	なし

注 1) 表中のメッシュ番号は図 3.2-25 に対応します。

注 2) 定点調査における詳しい調査位置は不明のため、図には掲載していません。

注 3) 平成 29 年度、令和 2 年度及び令和 3 年度は調査区域における地下水質測定は実施されていません。

資料：「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書（平成 29 年度～令和 3 年度）」

(横浜市ホームページ、令和 5 年 3 月調べ)

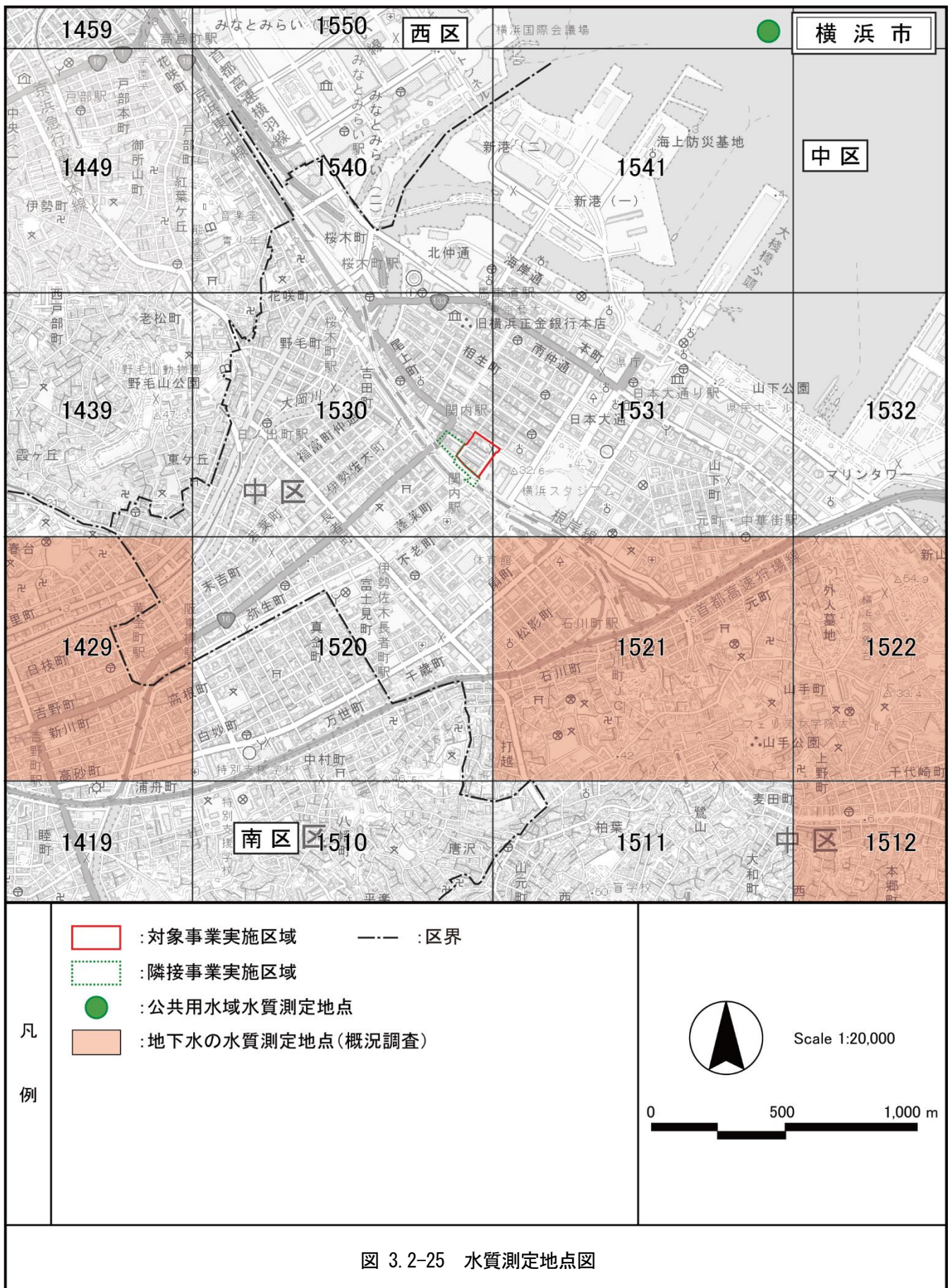


図 3.2-25 水質測定地点図

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 を複製したものである。

資料：「公共用水域の水質測定地点の配置図」（横浜市ホームページ、令和 5 年 3 月調べ）

「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書（平成 29 年度～令和 3 年度）」（横浜市ホームページ、令和 5 年 3 月調べ）

4) 騒音の状況

(1) 道路交通騒音

平成29年度～令和2年度の道路交通騒音は、図 3.2-26 に示す11地点で測定されています。測定結果は、表 3.2-29 に示すとおりです。

国道1号の西区戸部本町、山下高砂線の南区浦舟町4丁目、高島関内線の西区桜木町5丁目、国道133号の中区本町1丁目は昼間・夜間ともに環境基準を超過し、山下本牧磯子線の中区新山下1丁目、関内本牧線の中区上野町2丁目は夜間のみ超過しています。

なお、令和3年度は調査区域内での道路交通騒音の測定は実施されていません。

表 3.2-29 道路交通騒音の測定結果

調査年度	No.	道路名	測定場所	用途地域	環境基準値 (特例適用※1) 【dB】		測定結果(LAeq) (dB)		環境基準との比較※2
					昼間	夜間	昼間	夜間	
平成29年度	H29-13	横浜駅根岸線	西区伊勢町2丁目	近隣商業地域	70	65	66	62	A
	H29-18	関内本牧線	中区上野町2丁目	近隣商業地域			70	66	B
	H29-19	山下高砂線	中区翁町2丁目	商業地域			69	64	A
	H29-20	山下高砂線	南区浦舟町4丁目	商業地域			71	67	C
	H29-21	高島関内線	西区桜木町5丁目	商業地域			71	69	C
	H29-32	栄本町線	西区みなとみらい三丁目	商業地域			64	60	A
平成30年度	H30-13	国道1号	西区戸部本町	商業地域			73	71	C
	H30-22	国道16号	中区曙町2丁目	商業地域			66	64	A
	H30-23	国道16号	中区尾上町5丁目	商業地域			68	64	A
令和元年度	R1-28	山下本牧磯子線	中区新山下1丁目	準工業地域			70	66	B
令和2年度	R2-2	国道133号	中区本町1丁目	商業地域			71	67	C

※1 特例適用とは「幹線道路を担う道路」に近接する地域の場合は、特例として通常の道路に面する地域とは別の環境基準が設定されています。

※2 環境基準との比較

A: 昼夜とも環境基準に適合

B: 昼間又は夜間のいずれかが環境基準に適合

C: 昼夜とも環境基準に不適合

注1) 表中のNo. は図 3.2-26 に対応します。

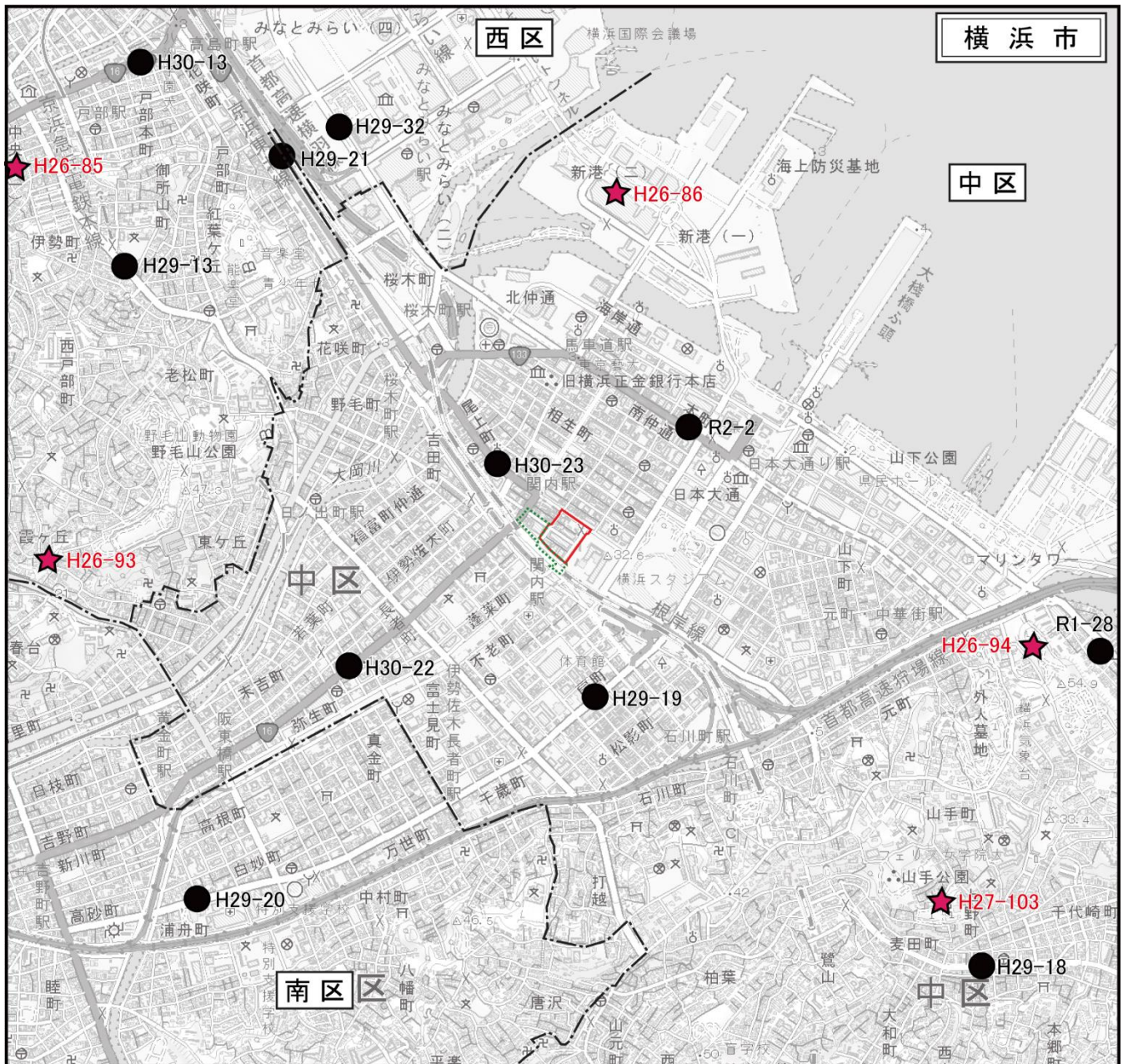
注2) 昼間：6～22時、夜間：22～6時






注3) は、基準値に適合していない騒音レベル

資料：「横浜市における騒音・振動の測定結果報告書（平成29年度～令和3年度）」、「大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況（平成29年度～令和3年度）」（横浜市ホームページ、令和5年3月調べ）

(2) 鉄道騒音

調査区域内では鉄道騒音の測定は実施されていません。



凡 例	 : 対象事業実施区域	 : 区界
	 : 隣接事業実施区域	
	 : 道路交通騒音測定地点	
	 : 一般環境騒音測定地点	



 Scale 1:20,000


図 3.2-26 騒音及び振動測定地点図

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 を複製したものである。

資料：「横浜市における騒音・振動の測定結果報告書（平成 29 年度～令和 3 年度）」（横浜市ホームページ、令和 5 年 3 月調べ）

(3) 一般環境騒音

一般環境騒音は平成 25 年度～28 年度のうち平成 26 年度及び平成 27 年度で、図 3.2-26 に示す 5 地点で測定されています。

測定結果は表 3.2-30 に示すとおり、No. H26-86 では夜間に環境基準を超過していますが、他の 4 地点はすべて環境基準に適合しています。

表 3.2-30 一般環境騒音の測定結果

調査年度	No.	測定場所	用途地域	環境基準類型	環境基準値【dB】		測定結果(LAeq)(dB)	
					昼間	夜間	昼間	夜間
平成 26 年度	H26-85	西区中央一丁目	近隣商業地域	C	60	50	48	42
	H26-86	中区新港二丁目	商業地域	C	60	50	58	56
	H26-93	西区霞ヶ丘	第二種中高層住居専用地域	A	55	45	46	38
	H26-94	中区元町 1 丁目	第一種住居地域	B	55	45	48	43
平成 27 年度	H27-103	中区妙香寺台	第一種中高層住居専用地域	A	55	45	50	45

注 1) 表中の No. は図 3.2-26 に対応します。

注 2) 昼間：6～22 時、夜間：22～6 時

注 3) は、基準値に適合していない騒音レベル

資料：「横浜市における騒音・振動の測定結果報告書（平成 25 年度～令和 3 年度）」（横浜市ホームページ、令和 5 年 3 月調べ）

5) 振動の状況

(1) 道路交通振動

調査区域内には、横浜市による道路交通振動の測定は実施されていません。

(2) 鉄道振動

調査区域内には、横浜市による鉄道振動の測定は実施されていません。

6) 土壌汚染の状況

調査区域には、土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域があり、これらの概要は表 3.2-31 に、位置は図 3.2-27 に示すとおりです。

要措置区域とは、敷地内に土壌汚染があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域のことをいいます。

形質変更時要届出区域とは、敷地内に土壌汚染はあるものの、人への摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域のことをいいますが、掘削等を行う場合は、新たなリスクを発生させないように、市長への届出が必要となります。

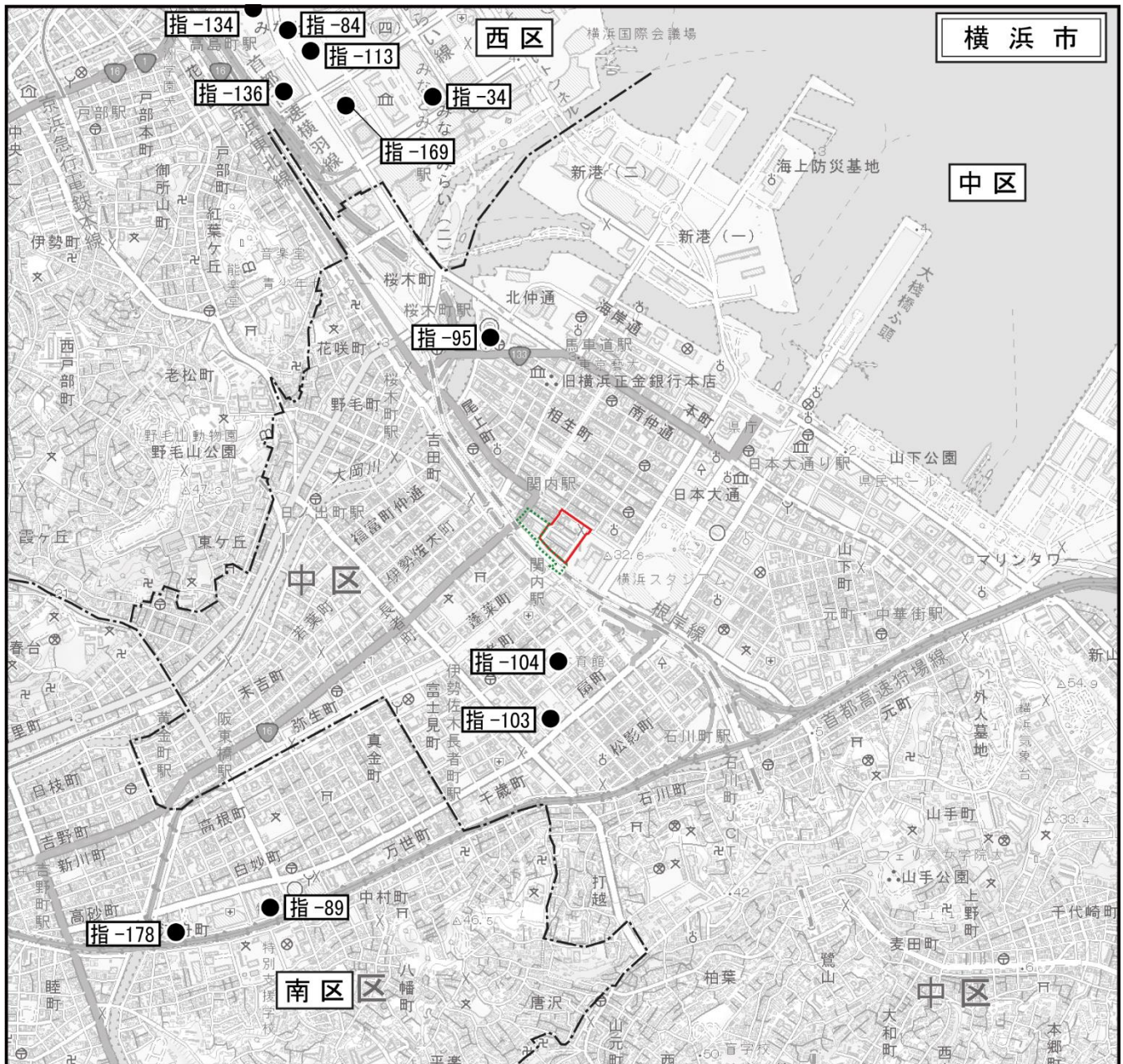
調査区域内には、形質変更時要届出区域が 11 箇所あります。対象事業実施区域は要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定されていません。

表 3.2-31 調査区域内の要措置区域及び形質変更時要届出区域

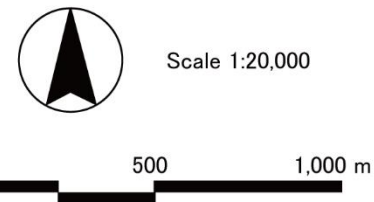
指定番号	所在地 (地番)	指定年月日	面積 (㎡)	指定基準に適合しない 特定有害物質	地下水汚染 の有無	備考
要措置区域						
なし						
形質変更時要届出区域						
指-34	西区みなとみらい 三丁目5番1の一部	平成23年4月25日	2,126.20	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	不明	—
指-84	西区みなとみらい 四丁目4番11の一部	平成26年11月14日	26.00	ふっ素及びその化合物	なし	—
指-89	南区浦舟町3丁目 44番4及び45番3 の各一部並びに45 番4	平成27年2月13日	830.00	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	不明	—
指-95	中区本町6丁目61 番1、63番及び67 番1の各一部	平成27年7月24日 平成29年4月5日	399.60	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	不明	—
指-103	中区翁町2丁目9番 10の一部	平成28年5月2日	1,162.82	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	不明	—
指-104	中区不老町2丁目7 番の一部	平成28年5月2日	261.77	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	不明	—
指-113	西区みなとみらい 四丁目5番1、5番 2及び5番5の各一 部	平成28年12月22日 平成30年6月15日 平成30年7月13日	1,104.20	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	あり	—
指-134	西区みなとみらい 四丁目3番2の一部	平成29年10月5日	290.40	水銀及びその化合物 砒素及びその化合物	あり	—
指-136	西区みなとみらい 四丁目2番1、2番 4の各一部	平成29年12月5日 平成30年11月15日 令和元年12月13日 令和5年3月3日	4,006.27	水銀及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	あり	なし
指-169	西区みなとみらい 三丁目3番1、3番 2の各一部	令和元年7月12日	841.43	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	あり	—
指-178	南区浦舟町5丁目 77番3、77番4の 各一部	令和2年3月13日	297.90	鉛及びその化合物	なし	—

注) 表中の指定番号は図 3.2-27 に対応します。

資料: 「汚染された区域に指定された土地」(横浜市ホームページ、令和5年3月調べ)



- : 対象事業実施区域 - - - : 区界
 : 隣接事業実施区域
 : 形質変更時要届出区域の指定を受けている土地の位置



凡
例

図 3.2-27 調査区域内の要措置区域及び形質変更時要届出区域

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 を複製したものである。
 資料：「汚染された区域に指定された土地」（横浜市ホームページ、令和 5 年 3 月調べ）

7) 悪臭の状況

対象事業実施区域周辺には、著しい悪臭の発生源はみられません。

8) 地盤沈下の状況

調査対象地域における地盤沈下状況は、表 3.2-32 に示すとおりです。

調査対象地域における令和3年度の水準点数は11地点あり、西区と南区では沈下点がみられたものの中区ではありません。

また、調査区域内では平成27年度以降は、図 3.2-28 に示す4箇所で水準測量が行われており、その結果は表 3.2-33 及び図 3.2-29 に示すとおりです。

各地点とも平成30年度以降は欠測となっていますが、近年ではほとんど変動は見られない状況です。ただし、調査区域内でも測点が限られ、かつ現在欠測であることから、資料からは調査区域内における地盤沈下の有無は判断できません。

表 3.2-32 調査対象地域の地盤沈下状況（令和3年度）

行政区分	水準点数	沈下点数	沈下量(mm)			
			10未満	10～19	20～29	30以上
横浜市	119	93	86	7	0	0
西区	7	6	6	0	0	0
中区	0	0	0	0	0	0
南区	4	4	4	0	0	0

注) 〇は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書[web版]（第3表 公害（6）地盤沈下の状況）」（横浜市ホームページ、令和5年3月調べ）

表 3.2-33 水準測量による地盤高の変動

観測基準日：各年1月1日 単位：標高（m）

行政区分	番号	所在地	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
中区	303	山下町279番地	2.9217	2.9233	2.9227	—	—	—	—
	304	山下町279番地	2.7803	2.7812	2.7802	—	—	—	—
	306	日本大通3番地	2.7937	2.7951	2.7953	—	—	—	—
	332	桜木町3丁目5番地	2.3217	2.3229	2.3217	—	—	—	—

注) 平成30年度以降は欠測となっています。

注) 表中の番号は図 3.2-28 及び図 3.2-29 に対応します。

資料：「水準測量成果表(水準点の標高)（平成27年度～令和3年度）」（横浜市ホームページ、令和5年3月調べ）

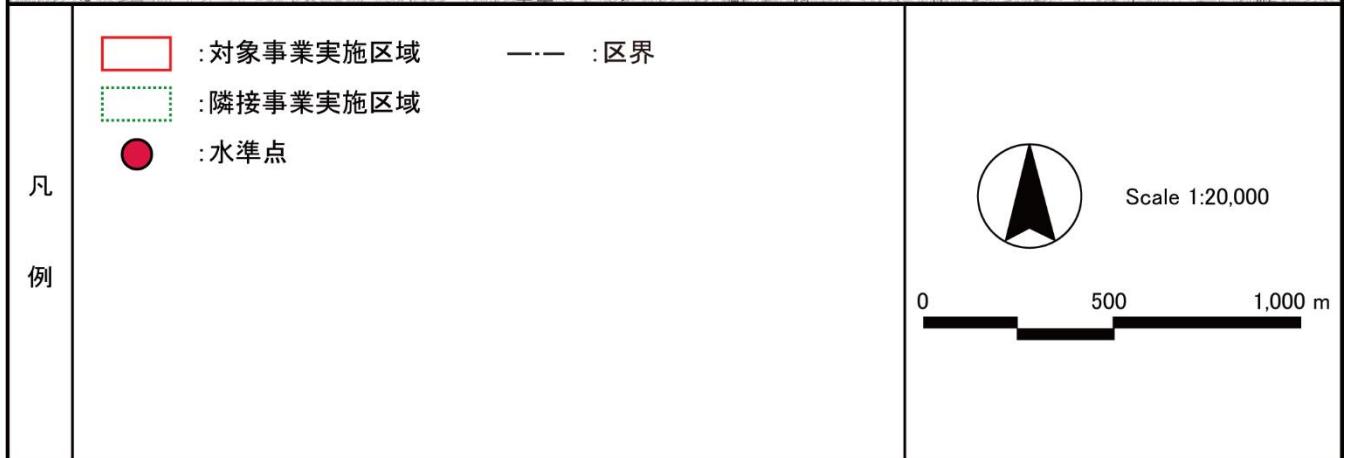
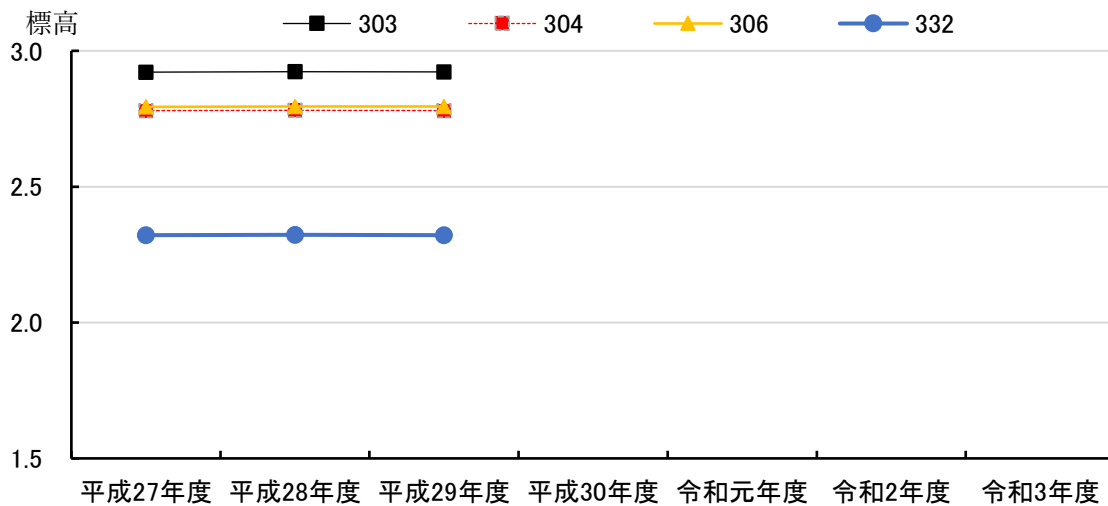


図 3.2-28 水準測量地点

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 を複製したものである。
 資料：「水準測量成果表(水準点の標高) (平成 27 年度～令和 3 年度)」(横浜市ホームページ、令和 5 年 3 月調べ)



注1) 平成30年度以降欠測となっています。

注2) 図中の番号は図 3.2-28 に対応します。

資料：「水準測量成果表(水準点の標高) (平成27年度～令和3年度)」(横浜市ホームページ、令和5年3月調べ)

図 3.2-29 水準測量による地盤高の変動

3.2.11 災害の状況

1) 災害による被害の発生状況

調査対象地域における令和4年の災害による被害の発生件数は表 3.2-34 に示すとおりです。

令和4年の横浜市における被害は、住家一部破損3棟、ブロック塀等3箇所、その他15箇所です。また、西区、中区及び南区では、その他がそれぞれ1箇所となっています。

表 3.2-34 災害による被害の発生件数（令和4年）

被害分類			横浜市	西区	中区	南区
人的被害	死者		人	0	0	0
	行方不明者		人	0	0	0
	負傷者	重傷者	人	0	0	0
		軽傷者	人	0	0	0
住家被害	全壊		棟	0	0	0
	半壊		棟	0	0	0
	一部破損		棟	3	0	0
	床上浸水		棟	0	0	0
	床下浸水		棟	0	0	0
非住家被害	公共建物	全壊	棟	0	0	0
		半壊	棟	0	0	0
		一部破損	棟	0	0	0
		浸水	棟	0	0	0
		その他浸水	棟	0	0	0
	その他	全壊	棟	0	0	0
		半壊	棟	0	0	0
		一部破損	棟	0	0	0
		浸水	棟	0	0	0
		その他浸水	棟	0	0	0
田畑被害	田の流出・埋没		ha	0	0	0
	田の冠水		ha	0	0	0
	畑の流出・陥没		ha	0	0	0
	畑の冠水		ha	0	0	0
その他の被害	文教施設（学校など）		箇所	0	0	0
	病院		箇所	0	0	0
	道路		箇所	0	0	0
	橋梁		箇所	0	0	0
	河川		箇所	0	0	0
	港湾		箇所	0	0	0
	砂防		箇所	0	0	0
	清掃施設		箇所	0	0	0
	崖くずれ		箇所	0	0	0
	鉄道不通		箇所	0	0	0
	被害船舶		隻	0	0	0
	水道		戸	0	0	0
	電話		回線	0	0	0
	ガス		戸	0	0	0
	ブロック塀等		箇所	3	0	0
その他		箇所	15	1	1	

注) 〇は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「令和4年横浜市の災害（第2 被害状況 2 区別被害状況）」

(横浜市総務局危機管理室緊急対策課、令和5年3月調べ)

調査対象地域における災害発生状況の推移は表 3.2-35 に示すとおりです。年による変動はありますが、住家と非住家の一部破損が比較的多く、特に令和元年は台風による風水害が発生したため、件数が多くなっています。

表 3.2-35 調査対象地域における災害の推移

被害分類		平成 30 年			令和元年			令和 2 年			令和 3 年			令和 4 年		
		西 区	中 区	南 区	西 区	中 区	南 区	西 区	中 区	南 区	西 区	中 区	南 区	西 区	中 区	南 区
人的 被害	死者	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	行方不明者	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	重傷者	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		軽傷者	人	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
住家 被害	全壊	棟	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	半壊	棟	0	0	0	1	11	19	0	0	0	0	0	0	0	0
	一部破損	棟	15	8	4	118	93	70	1	0	0	0	0	0	0	0
	床上浸水	棟	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	床下浸水	棟	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非住家 被害	公共 建物	全壊	棟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		半壊	棟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一部破損	棟	2	1	0	2	1	4	0	0	0	0	0	0	0
		浸水	棟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他浸水	棟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その 他	全壊	棟	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
		半壊	棟	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
		一部破損	棟	6	6	1	11	31	4	0	0	0	0	0	0	0
		浸水	棟	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
		その他浸水	棟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その 他 の 被 害	道路	箇所	0	0	0	1	0	7	0	0	0	0	0	0	0	
	港湾	箇所	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	崖くずれ	箇所	0	0	0	3	0	4	0	0	0	1	1	0	0	
	被害船舶	隻	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水道	戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ガス	戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ブロック塀等	箇所	0	1	1	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	箇所	16	45	17	79	83	176	0	0	0	0	7	2	1	1

注1) 〇は、対象事業実施区域のある行政区分

注2) 平成 30 年～令和 4 年に西区、中区、南区において被害のなかった「田畑被害」、「文教施設（学校など）」、「病院」、「橋梁」、「河川」、「砂防」、「清掃施設」、「鉄道不通」、「電話」については掲載を省略しています。

資料：「横浜市の災害（平成 30 年～令和 4 年）」（横浜市ホームページ、令和 5 年 3 月調べ）

2) 地震マップ

調査区域において、地震発生時に想定される震度を示す地震マップは図 3.2-30(1)～(3)に示すとおりです。

最新の地震マップは平成 24 年 10 月に公表された「横浜市地震被害想定調査報告書」で、地震による被害が特に想定される元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震の 3 地震の震度分布を図示したものです。

<元禄型関東地震>

元禄型関東地震は相模トラフを震源とするもので、発生の蓋然性は低いものの、大正型関東地震（南関東地震）よりも横浜市内の震度が大きく、津波の影響も考えられます。

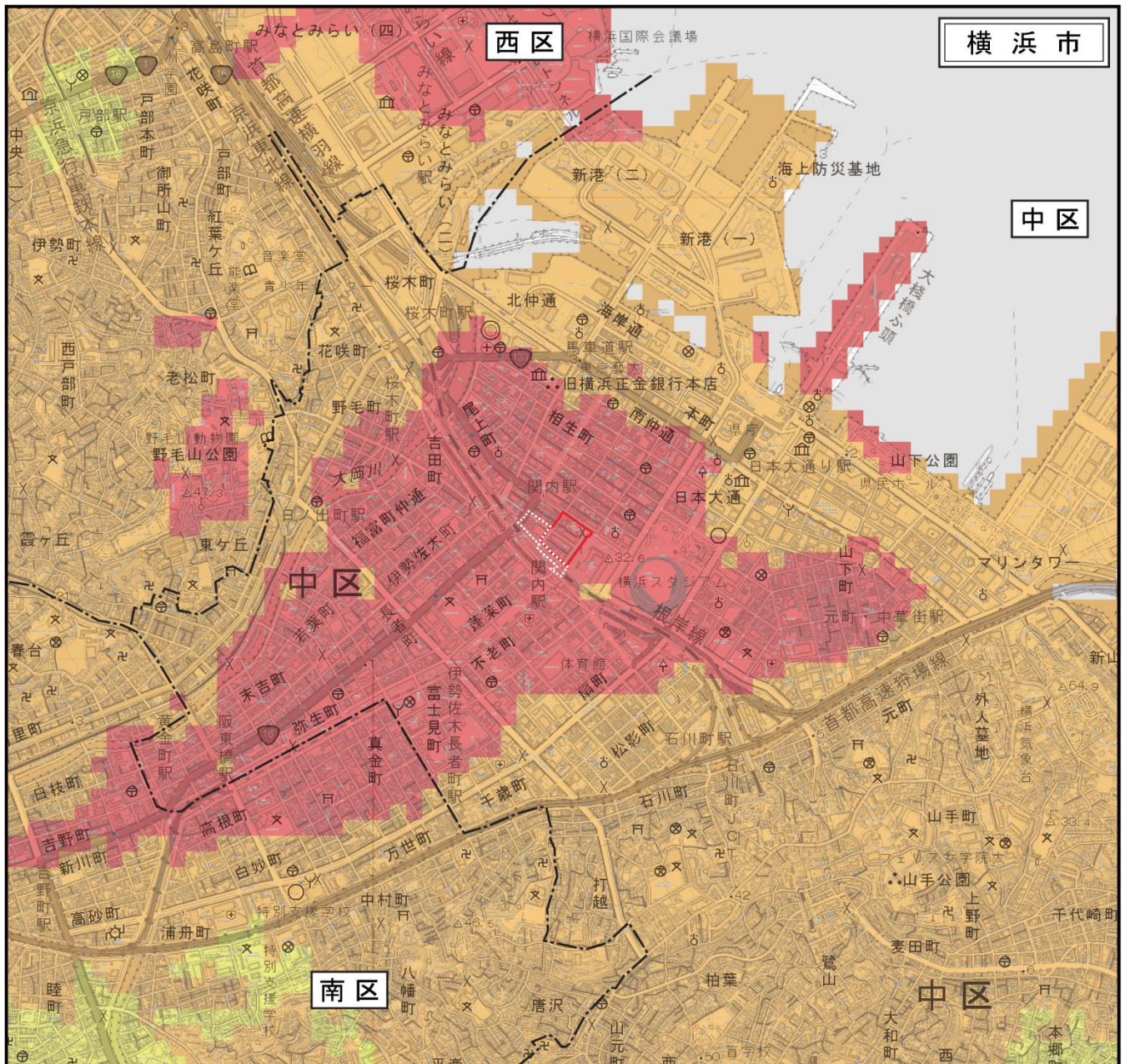
<東京湾北部地震>

東京湾北部地震は首都直下地震で首都圏のどこでも発生する可能性があり、横浜市を含め首都圏での影響が極めて大きい地震と考えられています。

<南海トラフ巨大地震>

南海トラフ巨大地震は東海地震を包括した最大級の地震で、津波を伴う最大限の被害を及ぼす想定地震として考えられています。

調査区域では、元禄型関東地震で震度 6 弱～7、東京湾北部地震で震度 5 強～6 強、南海トラフ巨大地震で震度 5 弱～6 弱の揺れが想定されています。なお、対象事業実施区域において想定される震度は、元禄型関東地震で震度 7、東京湾北部地震で震度 6 強、南海トラフ巨大地震で震度 5 強となっています。



- : 対象事業実施区域 - - - : 区界
 : 隣接事業実施区域(白線)
【想定震度】
 : 震度4以下
 : 震度5弱
 : 震度5強
 : 震度6弱
 : 震度6強
 : 震度7

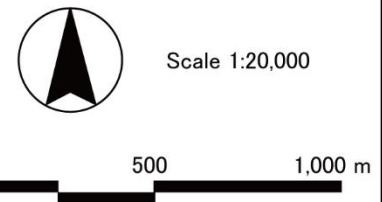
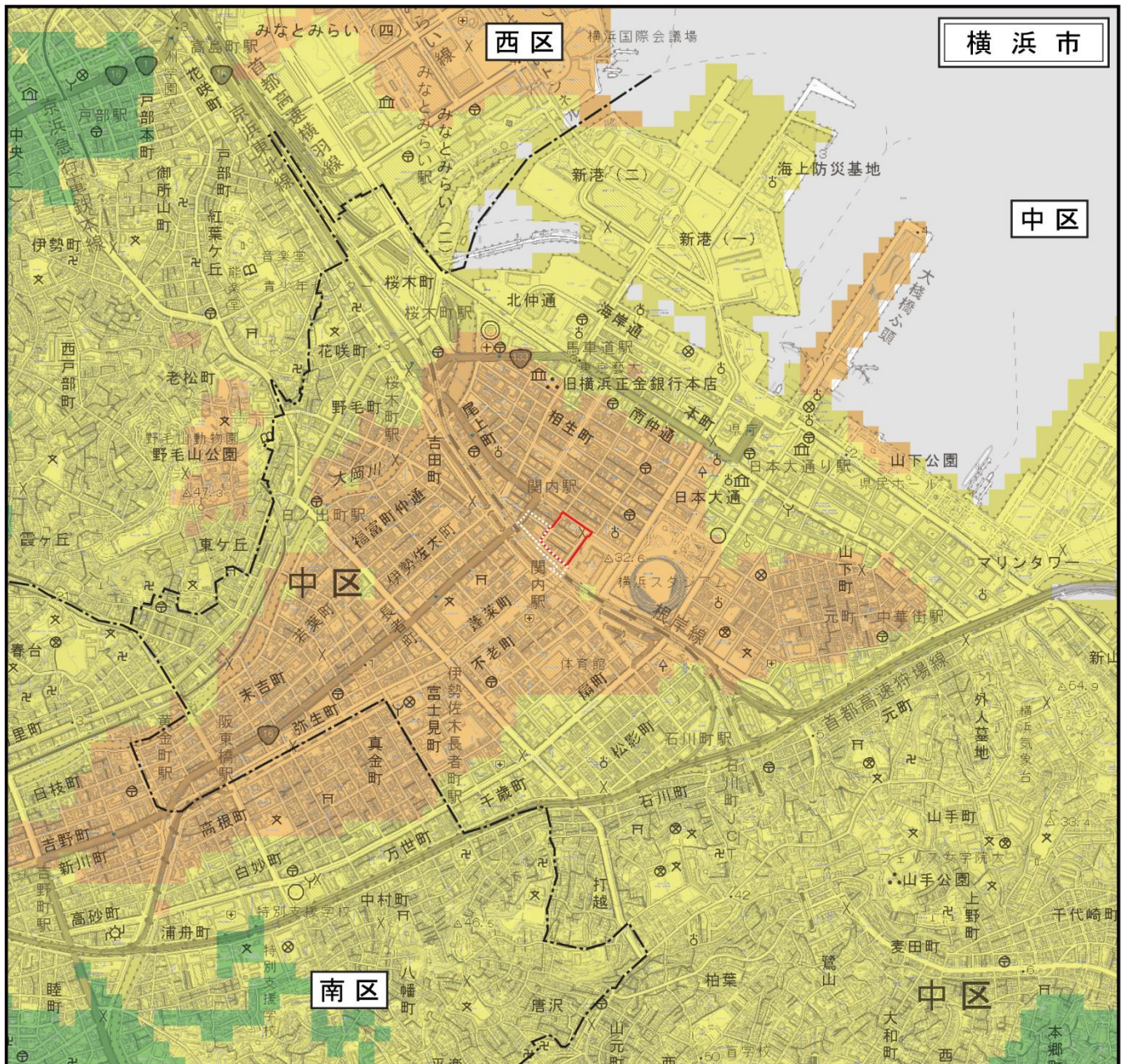


図 3.2-30(1) 地震マップ(元禄型関東地震)

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 を複製したものである。
 資料：「横浜市行政地図情報システム、わいわい防災マップ(元禄型関東地震)」(横浜市ホームページ、令和5年3月調べ)



: 対象事業実施区域 - - - : 区界
 : 隣接事業実施区域(白線)

【想定震度】

- 凡例
- : 震度4以下
 - : 震度5弱
 - : 震度5強
 - : 震度6弱
 - : 震度6強
 - : 震度7

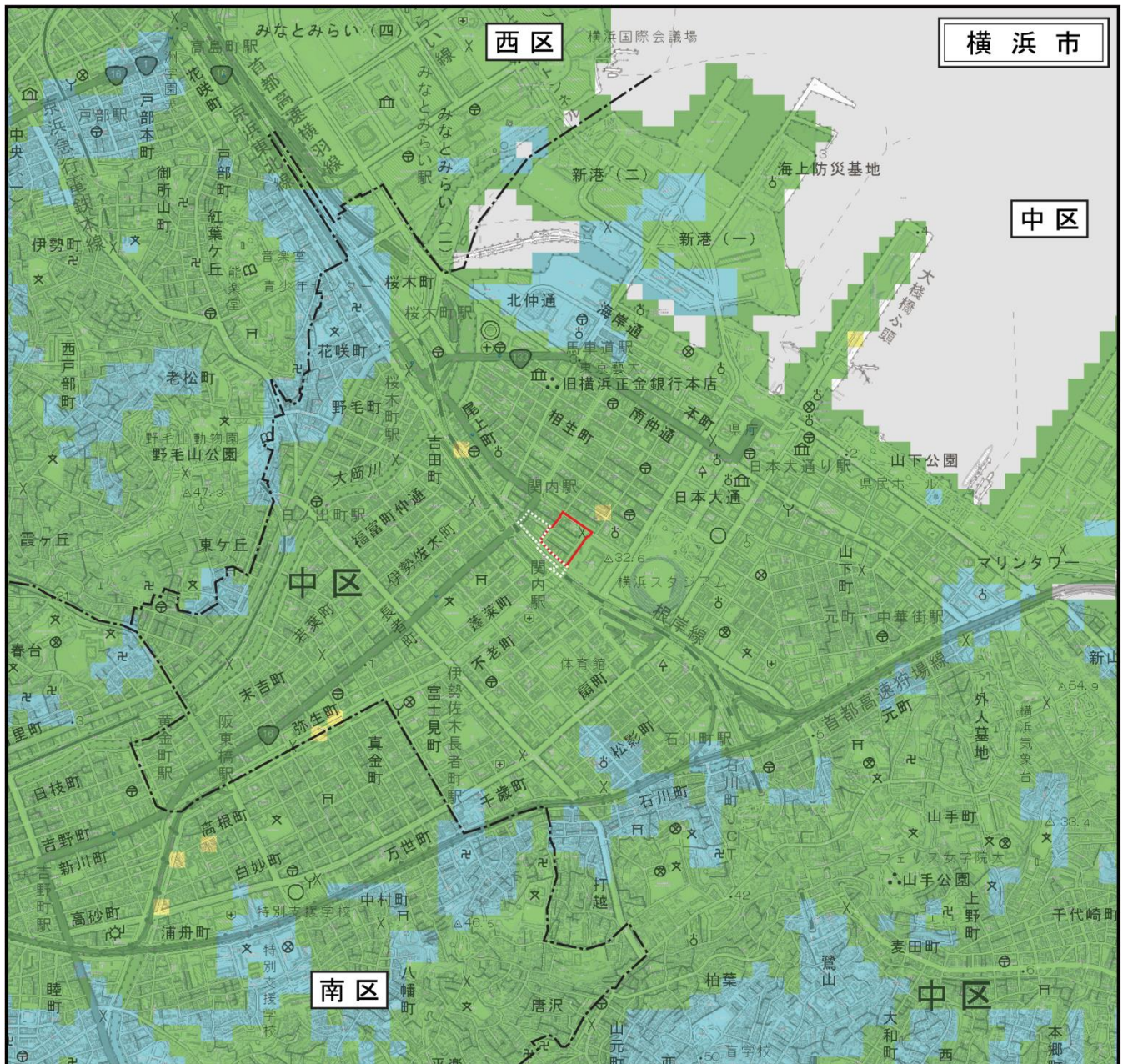


Scale 1:20,000



図 3.2-30(2) 地震マップ (東京湾北部地震)

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 を複製したものである。
 資料：「横浜市行政地図情報システム、わいわい防災マップ (東京湾岸北部地震)」(横浜市ホームページ、令和 5 年 3 月調べ)



- : 対象事業実施区域
 - : 区界
 - : 隣接事業実施区域(白線)
- 【想定震度】**
- : 震度4以下
 - : 震度5弱
 - : 震度5強
 - : 震度6弱
 - : 震度6強
 - : 震度7

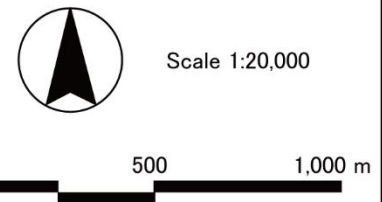


図 3.2-30(3) 地震マップ(南海トラフ巨大地震)

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 を複製したものである。
 資料：「横浜市行政地図情報システム、わいわい防災マップ(南海トラフ巨大地震)」(横浜市ホームページ、令和5年3月調べ)

3) 急傾斜地崩壊危険区域

調査区域における急傾斜地崩壊危険区域の位置は図 3.2-31 に示すとおりです。

「急傾斜地崩壊危険区域」は、がけの高さが5m以上で、人家などに被害を与えるおそれがある区域で、市民からの要望に基づき神奈川県が指定する区域です。

対象事業実施区域の周辺では、西側、南側にある台地縁辺部に分布しています。なお、対象事業実施区域は急傾斜地崩壊危険区域には指定されていません。

4) 土砂災害警戒区域

調査区域における土砂災害警戒区域の位置は図 3.2-32 に示すとおりです。

「土砂災害警戒区域」は、梅雨時期の集中豪雨や台風に伴う豪雨などにより、がけ崩れが発生した場合に被害が及ぶおそれのある区域で、神奈川県が指定します。

対象事業実施区域の周辺では、西側、南側にある台地縁辺部に分布しています。なお、対象事業実施区域は土砂災害警戒区域には指定されていません。

5) 浸水のおそれのある区域

調査区域における洪水による浸水想定区域は図 3.2-33(1)～(2)に、内水による浸水想定区域は図 3.2-34 に示すとおりです。

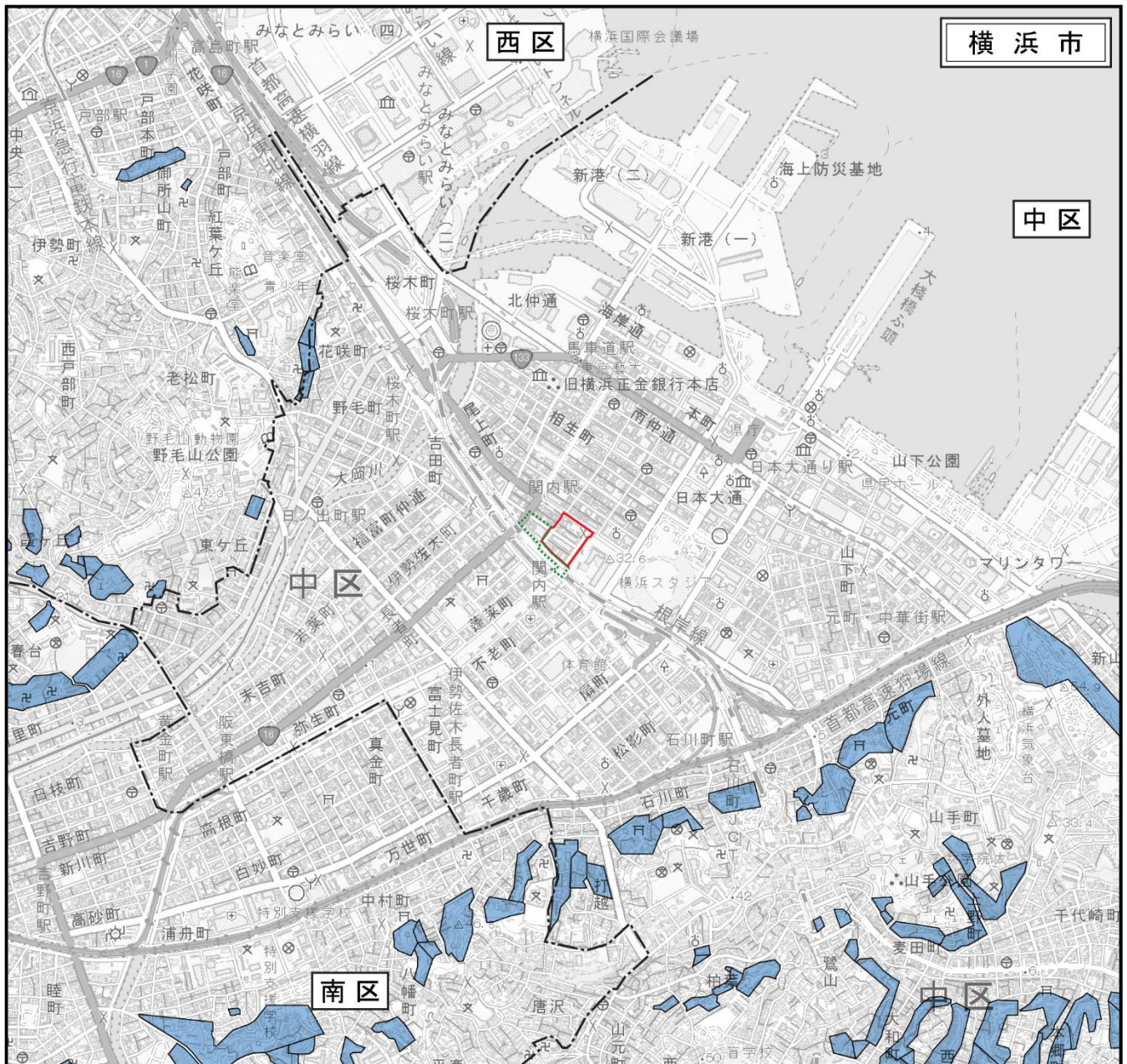
洪水による浸水想定区域（計画規模）とは河川を整備するときに使う基準で、大岡川水系では100年に1度程度の降雨（93mm/1h）を想定しています。この規模の洪水の場合、対象事業実施区域は土砂災害に関する警告区域には指定されません。

洪水による浸水想定区域（想定最大規模）とは、“横浜市が想定し得る最大規模の降雨”による河川から氾濫により浸水が想定される区域で、大岡川水系では1000年に1度程度の降雨（332mm/24h）を想定しています。浸水想定区域は三角州・海岸低地地形を中心に広がっています。対象事業実施区域も三角州・海岸低地地形に位置し、対象事業実施区域及びその周辺には0.5m未満で浸水が予測される区域があります。

内水による浸水想定区域（想定最大規模）とは、想定最大規模降雨（1999年に関東地方で観測された153mm/1h）による下水道管や水路からの氾濫により浸水が想定される区域です。調査区域では広く浸水が想定されており、大部分は浸水深1.0m未満となっています。なお、対象事業実施区域は0.5m未満と想定されています。

津波による浸水想定区域は、図 3.2-35 に示すとおり、海岸から南西に伸びる低地に広く分布しており、対象事業実施区域も浸水域になっています。浸水深は概ね2.0m未満で、対象事業実施区域では1.0m以上～2.0m未満の浸水が予測されています。

また、想定される最大規模での高潮による浸水区域は図 3.2-36 に示すとおりであり、海岸から南西に伸びる低地に広く分布しており、対象事業実施区域及びその周辺は3.0m未満の浸水が予測されています。



横浜市

西区

中区

南区

- : 対象事業実施区域
- : 区界
- : 隣接事業実施区域
- : 急傾斜地崩壊危険区域

凡
例



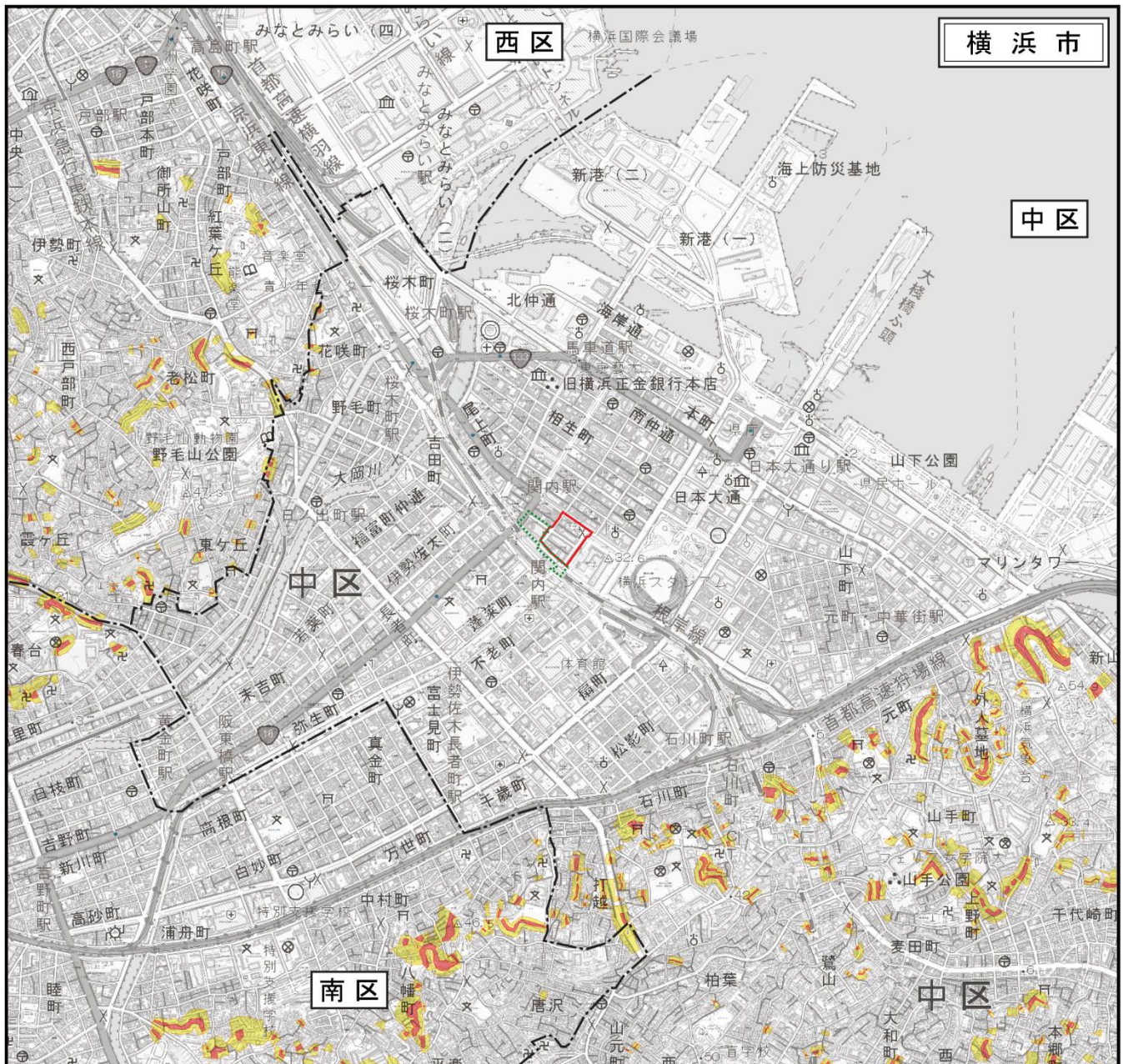
Scale 1:20,000

0 500 1,000 m

図 3.2-31 急傾斜地崩壊危険区域

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 を複製したものである。

資料：「神奈川県土砂災害警戒情報システム（急傾斜地崩壊危険区域）」（神奈川県ホームページ、令和5年3月調べ）



- : 対象事業実施区域
- : 区界
- : 隣接事業実施区域

【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律】

- : 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）
- : 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）

凡
例



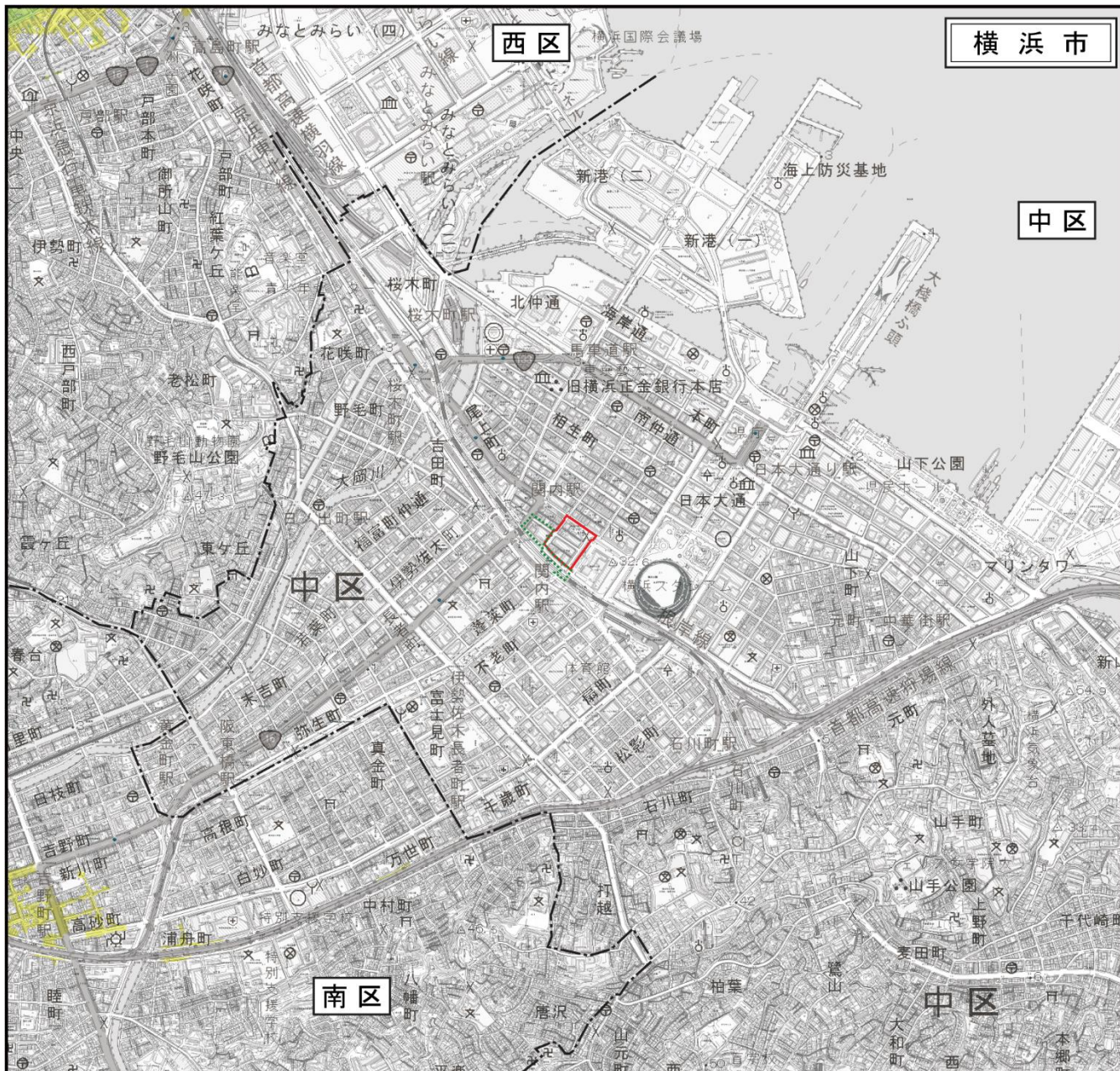
Scale 1:20,000



図 3.2-32 土砂災害警戒区域

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 を複製したものである。

資料：「横浜市行政地図情報システム、わいわい防災マップ（土砂災害）」（横浜市ホームページ、令和5年3月調べ）



: 対象事業実施区域 - - - : 区界
 : 隣接事業実施区域

【洪水 浸水想定区域 (計画規模)】

凡
例

- : 0 < 浸水深 (m) < 0.5m
- : 0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m
- : 3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
- : 5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m



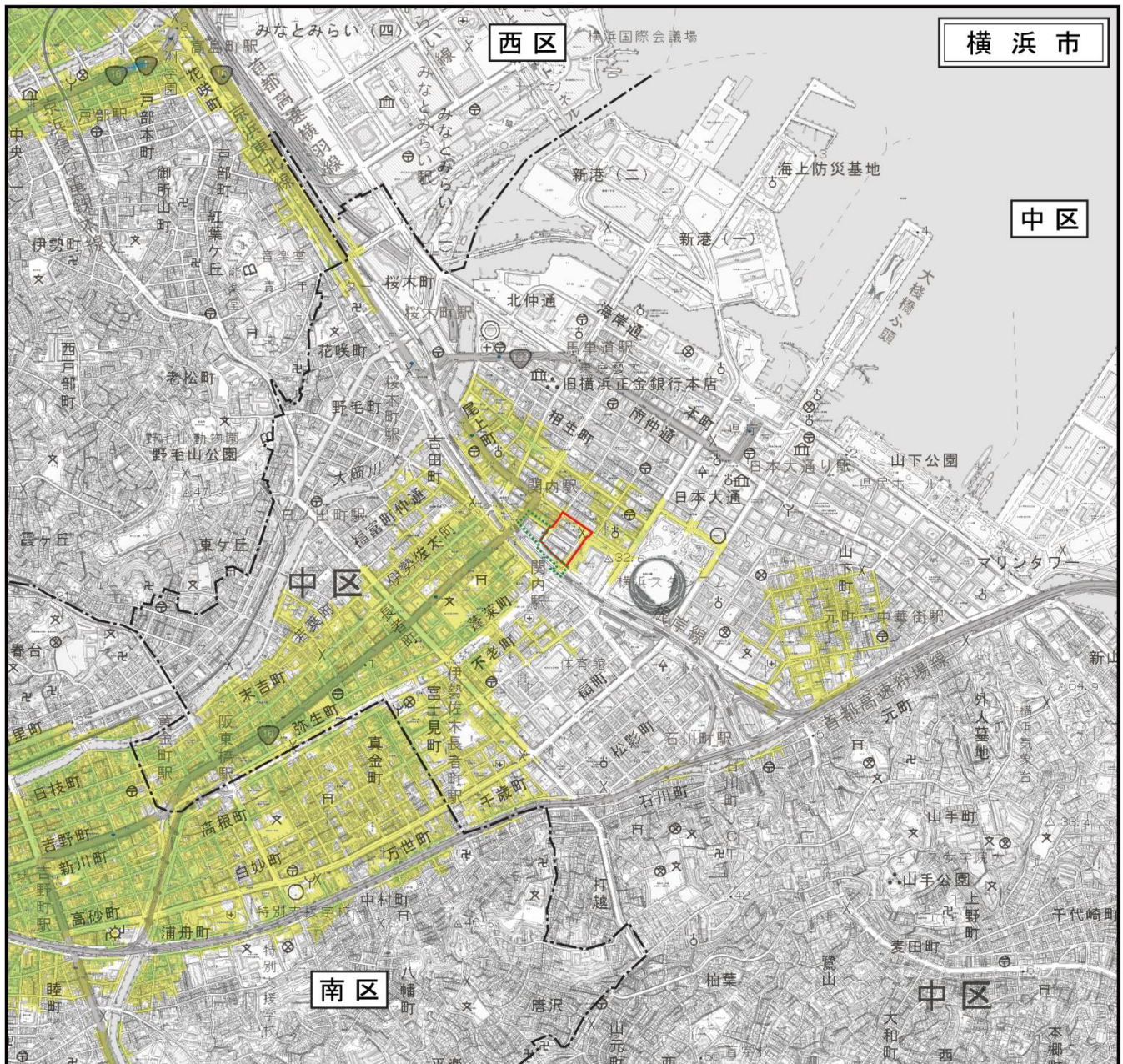
Scale 1:20,000



図 3.2-33(1) 洪水による浸水のおそれのある区域(計画規模)

この地図は、国土院発行の電子地形図 25,000 を複製したものである。

資料：「横浜市行政地図情報システム、わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」（横浜市ホームページ、令和5年3月調べ）



- : 対象事業実施区域 - - - : 区界
 : 隣接事業実施区域
【洪水 浸水想定区域 (想定最大規模)】
 : 0 < 浸水深 (m) < 0.5m
 : 0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m
 : 3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
 : 5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m

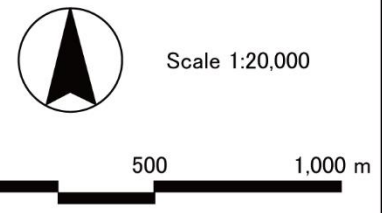


図 3.2-33(2) 洪水による浸水のおそれのある区域(想定最大規模)

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 を複製したものである。
 資料：「横浜市行政地図情報システム、わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」（横浜市ホームページ、令和 5 年 3 月調べ）

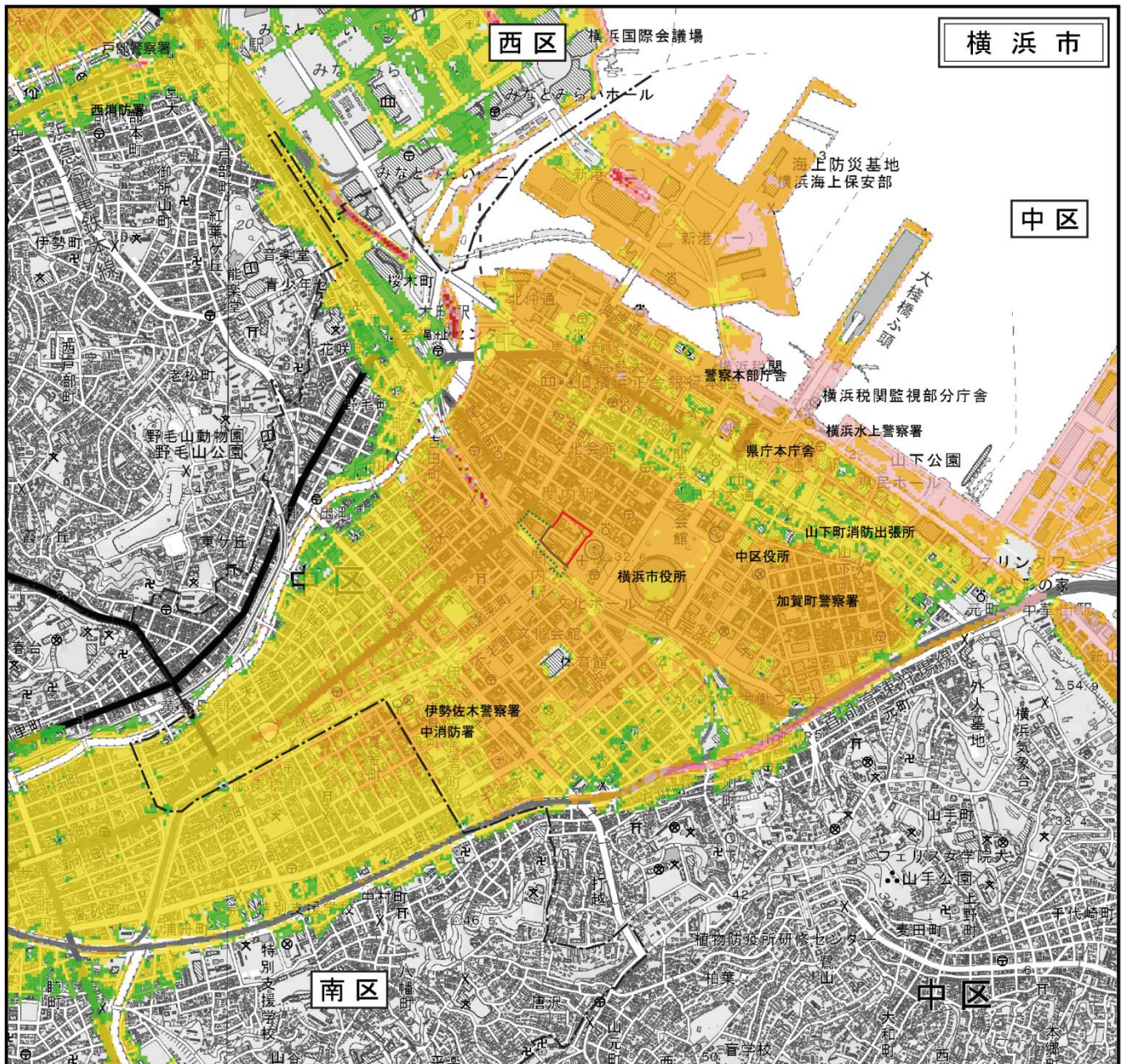


凡 例	: 対象事業実施区域	: 区界
	: 隣接事業実施区域	
	【内水 浸水想定区域 (想定最大規模)】	
	: $0 \leq \text{浸水深 (m)} < 0.02\text{m}$	
	: $0.02 \leq \text{浸水深 (m)} < 0.2\text{m}$	
	: $0.2 \leq \text{浸水深 (m)} < 0.5\text{m}$	
: $0.5 \leq \text{浸水深 (m)} < 1.0\text{m}$		
: $1.0 \leq \text{浸水深 (m)} < 2.0\text{m}$		
: $2.0 \leq \text{浸水深 (m)}$		

Scale 1:20,000

図 3.2-34 内水による浸水のおそれのある区域 (想定最大規模)

資料: 「横浜市行政地図情報システム、わいわい防災マップ (洪水、内水、高潮浸水想定区域)」 (横浜市ホームページ、令和 5 年 3 月調べ)



: 対象事業実施区域 - - - : 区界
 : 隣接事業実施区域

【津波 浸水予測区域】

凡例		: 0.01m 以上 0.3m 未満		: 4.0m 以上 5.0m 未満
		: 0.3m 以上 1.0m 未満		: 5.0m 以上 10.0m 未満
		: 1.0m 以上 2.0m 未満		: 10.0m 以上 20.0m 未満
		: 2.0m 以上 3.0m 未満		: 20.0m 以上
		: 3.0m 以上 4.0m 未満		

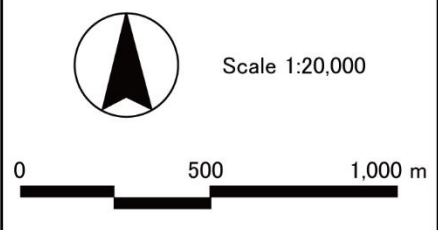
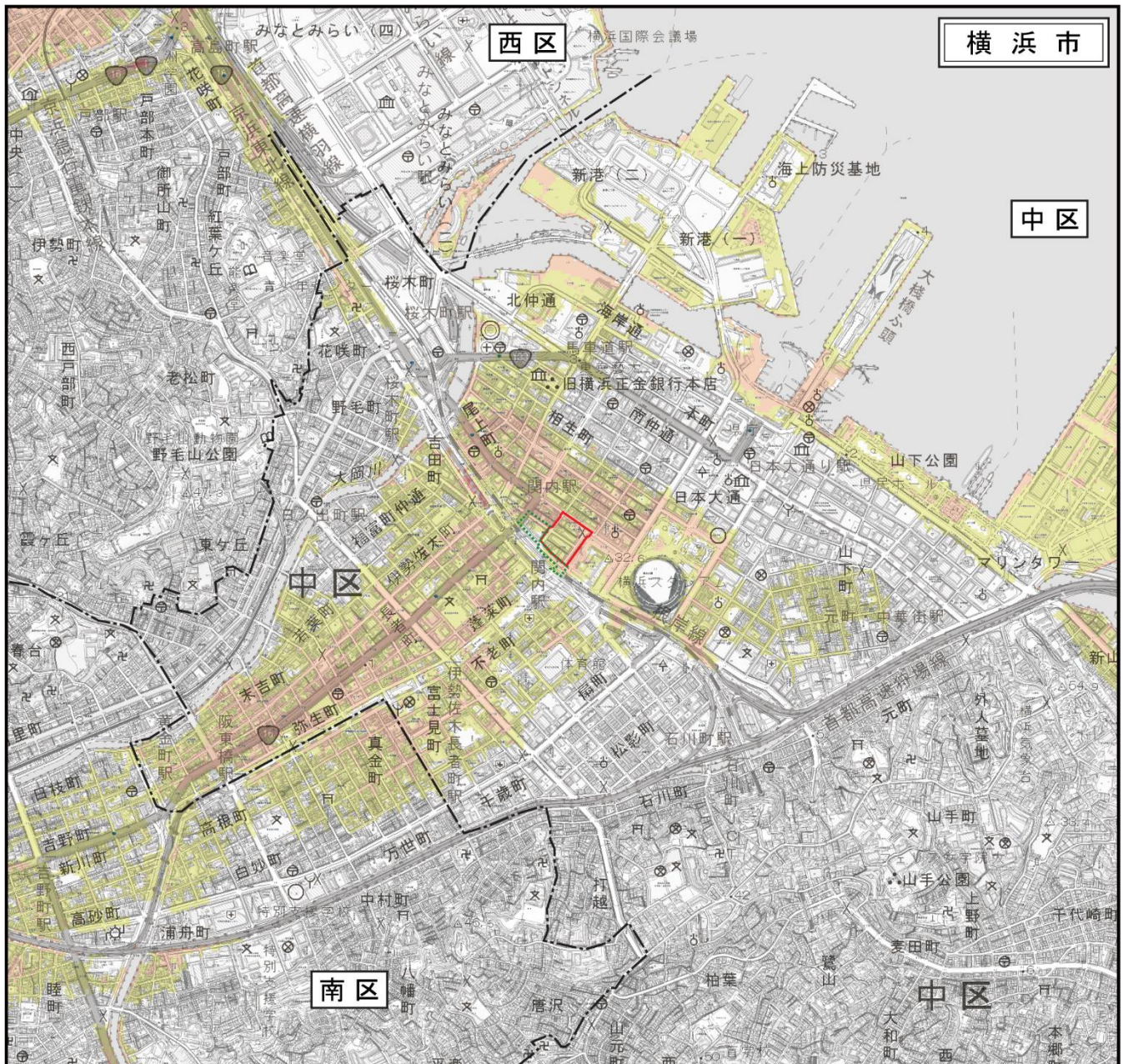

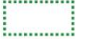
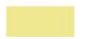
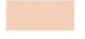
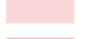




図 3.2-35 津波による浸水のおそれのある区域

資料：「神奈川県津波浸水想定図（5/24）平成27年3月、神奈川県」（神奈川県ホームページ、令和5年3月調べ）



凡 例	 : 対象事業実施区域	 : 区界
	 : 隣接事業実施区域	
	【高潮 浸水想定区域】	
	 : 0 < 浸水深 (m) < 0.5m	
	 : 0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m	
 : 3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m		
 : 5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m		
 : 10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m		



 Scale 1:20,000


図 3.2-36 高潮による浸水のおそれのある区域

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 を複製したものである。

資料：「横浜市行政地図情報システム、わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」（横浜市ホームページ、令和 5 年 3 月調べ）

6) 液状化の可能性が高いと想定される区域

対象事業実施区域及びその周辺地域における液状化の可能性が高いと想定される地域を示す液状化マップは、図 3.2-37(1)～(3)に示すとおりです。

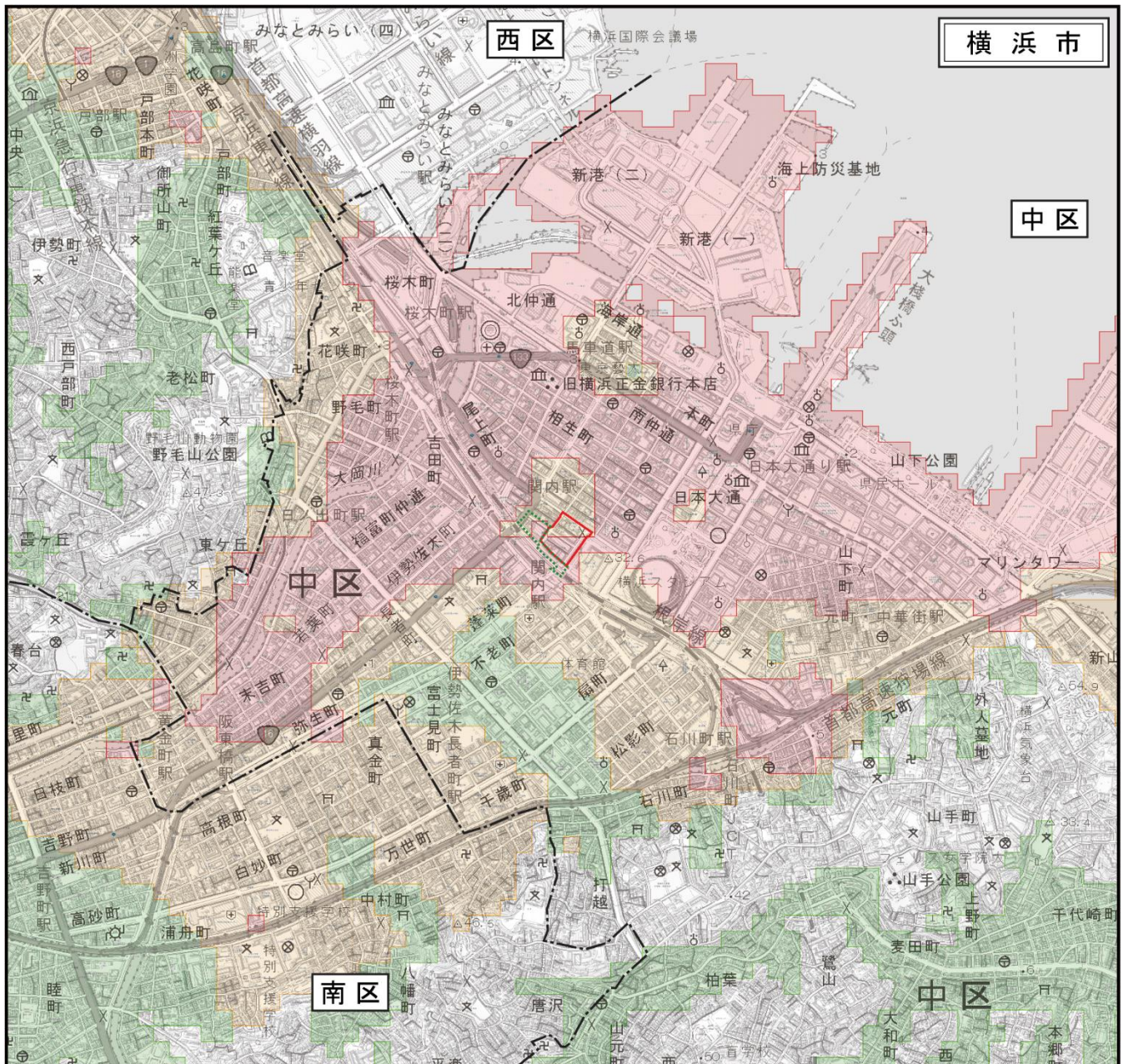
「液状化の可能性が高いと想定される地域」は、その地点での液状化の危険度を表す PL 値 (FL-PL 法 (道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編 (平成 8 年 12 月)) による) を用いて液状化危険度の判定を行い、危険度が高いと判定された区域です。

元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震の 3 地震を被害想定の対象として検討が行われており、各地震ともに、対象事業実施区域は液状化の可能性のある～液状化の危険度が高い地域と評価されています。

7) 災害応急用井戸の状況

横浜市では、民間の協力のもと、地震等災害時に洗浄水等、飲料水以外の生活用水として活用できる井戸を「災害応急用井戸」に指定しています。

調査区域における災害応急用井戸は、図 3.2-38 に示すように、対象事業実施区域西側、南側の台地に分布していますが、対象事業実施区域を含む埋立地にはみられません。



- : 対象事業実施区域
 - : 区界
 - : 隣接事業実施区域
- 【液状化危険度】
- : かなり低い: PL=0
 - : 低い: 0 < PL ≤ 5
 - : 可能性がある: 5 < PL ≤ 15
 - : 危険度が高い: 15 < PL

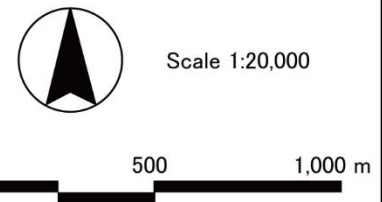
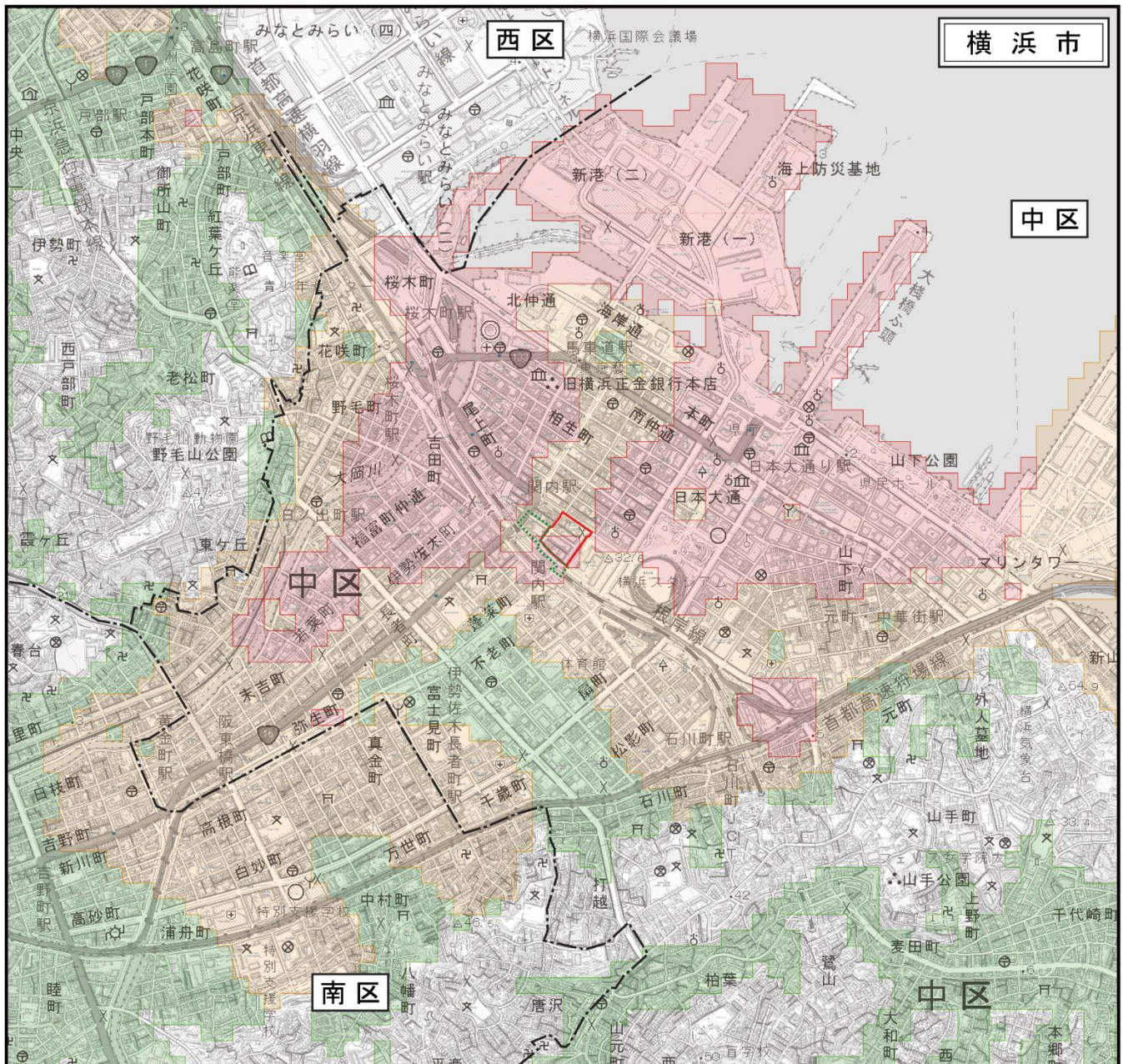


図 3.2-37(1) 液状化マップ(元禄型関東地震)

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 を複製したものである。
 資料：「横浜市行政地図情報システム、わいわい防災マップ(元禄型関東地震)」(横浜市ホームページ、令和5年3月調べ)



- : 対象事業実施区域 - - - : 区界
 : 隣接事業実施区域
【液状化危険度】
 : かなり低い: PL=0
 : 低い: 0 < PL ≤ 5
 : 可能性がある: 5 < PL ≤ 15
 : 危険度が高い: 15 < PL

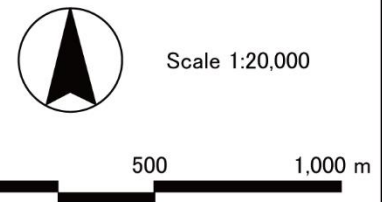
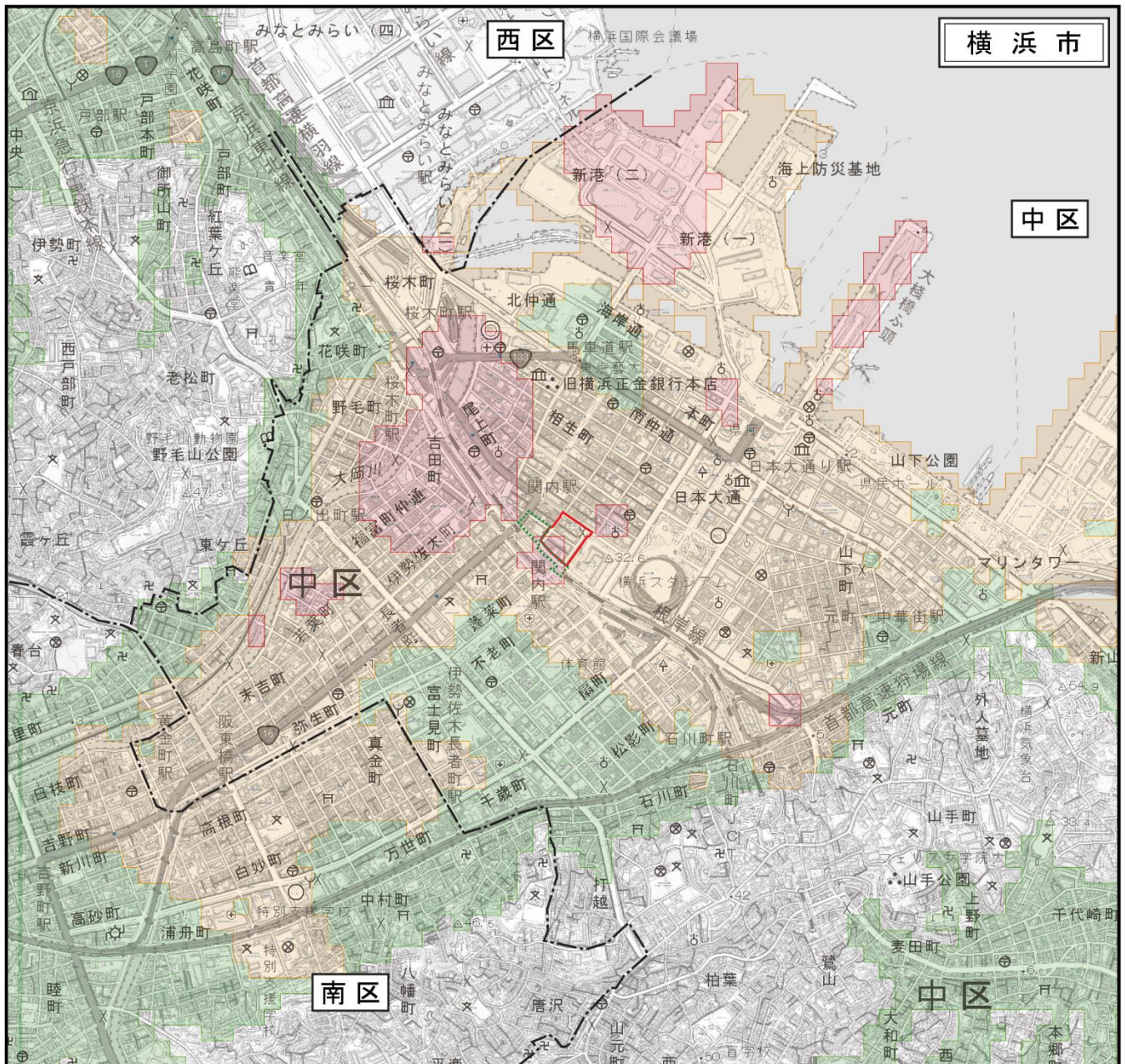


図 3.2-37(2) 液状化マップ(東京湾北部地震)

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 を複製したものである。
 資料：「横浜市行政地図情報システム、わいわい防災マップ（東京湾北部地震）」（横浜市ホームページ、令和 5 年 3 月調べ）



- : 対象事業実施区域
 - : 区界
 - : 隣接事業実施区域
- 【液状化危険度】
- : かなり低い: PL=0
 - : 低い: 0 < PL ≤ 5
 - : 可能性がある: 5 < PL ≤ 15
 - : 危険度が高い: 15 < PL

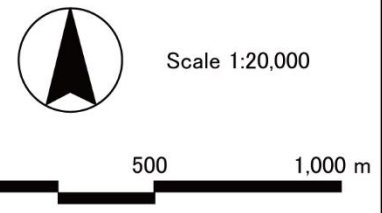


図 3.2-37(3) 液状化マップ(南海トラフ巨大地震)

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 を複製したものである。
 資料：「横浜市行政地図情報システム、わいわい防災マップ（南海トラフ巨大地震）」（横浜市ホームページ、令和 5 年 3 月調べ）



凡 例	 :対象事業実施区域	 :区界
	 :隣接事業実施区域 :災害応急用井戸	



Scale 1:20,000




図 3.2-38 災害応急用井戸の分布

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 を複製したものである。

資料：「横浜市行政地図情報システム、わいわい防災マップ（災害用井戸協力の家）」（横浜市ホームページ、令和 5 年 3 月調べ）

3.2.12 廃棄物の状況

1) 一般廃棄物

横浜市における一般廃棄物の処理状況は、表 3.2-36 に示すとおりです。

横浜市では、「よこはま 3R 夢プラン」（横浜市、平成 23 年 1 月策定）に基づき、ごみと資源の総量を平成 37 年度(令和 7 年度)までに平成 21 年度比 10%以上削減することを目指しています。令和 3 年度のごみと資源の総量は約 1,178 千トンで基準年度である平成 21 年度（1,275 千トン）と比較して、約 97 千トンの削減(約-7.6%)となっています。

表 3.2-36 横浜市の一般廃棄物の処理状況

単位：トン

区 分			平成 21 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
ごみと資源の総量			1,275,444	1,207,537	1,194,725	1,220,597	1,200,410	1,178,320	
処理内訳	ごみ量	家庭系							
		焼却	608,907	577,071	569,112	581,269	598,514	578,970	
		埋立	2,393	1,867	182	312	316	307	
		小計	611,299	578,938	569,295	581,581	598,830	579,277	
		事業系							
		焼却	313,097	300,635	298,140	305,374	267,824	273,094	
	埋立	5,332	3,188	2,914	3,692	2,610	2,766		
	小計	318,429	303,822	301,053	309,066	270,434	275,860		
	計			929,728	882,761	870,348	890,647	869,264	855,137
	資源化量	家庭系	缶	10,651	8,648	8,547	8,671	9,728	9,533
			びん	21,604	21,323	20,376	19,534	20,538	19,566
			ペットボトル	12,087	11,772	12,858	13,094	14,077	14,372
			ガラス残さ	5,579	4,317	4,213	4,354	4,907	5,098
			小さな金属類	5,124	4,497	4,446	4,648	5,276	4,726
			プラスチック製容器包装	48,553	47,800	47,979	48,817	51,129	50,094
			スプレー缶	546	619	593	611	620	619
			古紙	25,999	1,266	1,190	1,209	1,254	973
			古布	3,473	533	519	508	467	426
			蛍光灯・電球	216	109	97	82	77	70
			乾電池	435	343	339	321	319	336
粗大金属			6,406	5,578	5,792	6,704	7,209	7,077	
羽毛布団			-	8	12	10	8	12	
小型家電			-	35	56	61	85	91	
燃えないごみ	-	-	1,489	1,333	1,327	1,233			
その他	89 ^{*1}	57 ^{*2}	185 ^{*2}	60 ^{*2}	0	0			
小計			140,762	106,904	108,693	110,018	117,023	114,225	
資源集団回収			180,771	165,225	157,458	152,637	149,024	142,784	
事業系	せん定枝	17,276	43,260	46,381	50,197	49,457	49,313		
	生ごみ	6,907	9,387	11,846	17,099	15,643	16,861		
	小計	24,183	52,647	58,227	67,296	65,100	66,174		
計			345,716	324,776	324,377	329,950	331,145	323,183	
処理内訳	ごみ量	焼却	922,003	877,706	867,252	886,643	866,338	852,065	
		直接埋立	7,725	5,055	3,096	4,004	2,926	3,072	
		計	929,728	882,761	870,348	890,647	869,264	855,137	
資源化量			345,716	324,776	324,377	329,950	331,146	323,183	
焼却残さ	埋立	資源化	117,871	124,986	124,344	123,686	124,000	120,803	
		資源化	10,777	968	1,009	1,032	830	796	

※1 生ごみバイオガス化事業の資源化量と、グリーンコンポストの資源化量の合計です。

※2 せん定枝リサイクル実証実験及び水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

注1) 事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含んでいます。

事業系の資源化量は、学校給食及び許可を受けた事業者が資源化した量です。

注2) 表中の数値は整数表示をしているためそれぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

資料：「令和 4 年度事業概要」（横浜市資源循環局ホームページ、令和 4 年 9 月）

2) 産業廃棄物

横浜市及び神奈川県における産業廃棄物排出量と処理状況の推移は、表 3.2-37(1)～(2)に示すとおりです。

横浜市の令和2年度の発生量は956万トンで神奈川県全体の約55%を占めています。また、横浜市における発生量は概ね横ばいで推移しています。

表 3.2-37(1) 横浜市の産業廃棄物排出量と処理状況の推移

単位：万トン

年度	再生利用量	減量化量	最終処分が 必要な量	発生量
平成28年度	294 (29.4%)	650 (65.0%)	56 (5.6%)	1,000 (100.0%)
平成29年度	384 (36.1%)	658 (61.8%)	22 (2.1%)	1,064 (100.0%)
平成30年度	245 (23.1%)	770 (72.6%)	45 (4.2%)	1,060 (100.0%)
令和元年度	284 (29.8%)	651 (68.4%)	17 (1.8%)	952 (100.0%)
令和2年度	267 (27.9%)	660 (69.0%)	29 (3.03%)	956 (99.93%)

注) 表示単位未満を端数処理しているため、各項目の数値とその合計が合わない場合があります。
資料：「令和4年度事業概要」(横浜市資源循環局ホームページ、令和4年9月)

表 3.2-37(2) 神奈川県の産業廃棄物排出量と処理状況の推移

単位：万トン

年度	再生利用量	減量化量	最終処分量	合計
平成27年度	695 (38.7%)	995 (55.5%)	105 (5.9%)	1,794 (100.0%)
平成28年度	631 (36.2%)	1,000 (57.3%)	113 (6.5%)	1,744 (100.0%)
平成29年度	717 (39.0%)	1,046 (56.9%)	74 (4.0%)	1,837 (100.0%)
平成30年度	691 (36.8%)	1,155 (61.5%)	34 (1.8%)	1,879 (100.0%)
令和元年度	691 (38.2%)	1,089 (60.2%)	28 (1.5%)	1,808 (100.0%)
令和2年度	650 (37.4%)	1,060 (61.0%)	27 (1.6%)	1,737 (100.0%)

注) 表示単位未満を端数処理しているため、各項目の数値とその合計が合わない場合があります。
資料：「神奈川県産業廃棄物実態調査」(神奈川県ホームページ、令和5年3月調べ)

3.2.13 法令等の状況

公害防止、自然環境保全及び災害防止等に関する法令等と対象事業との関係の有無は、表 3.2-38(1)～(5)に示すとおりです。

適用法令は現在の法令の施行状況等より判断したものであり、対象事業と関連のある適用法令は遵守します。

表 3.2-38(1) 環境関連法令等（その1）

項目	関連法令	対象事業との関係	
環境一般	環境基本法	○	
	神奈川県環境基本条例	—	
	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	—	
	横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	○	
	横浜市生活環境の保全等に関する条例	○	
	環境影響評価法	—	
	神奈川県環境影響評価条例	—	
	横浜市環境影響評価条例	○	
	横浜市開発事業の調整等に関する条例	○	
	生活環境保全推進ガイドライン	○	
	環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき指針）	○	
環境計画等	エコツアーリズム推進法	—	
	横浜市環境管理計画	○	
	「横浜スマートシティプロジェクト」マスタープラン	—	
	横浜グリーンバレー構想	—	
公害防止	大気汚染	大気汚染防止法	○
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	○
		神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画	○
	水質汚濁	水質汚濁防止法	—
		下水道法	○
		横浜市下水道条例	○
		神奈川県洗剤対策推進方針	—
	土壌汚染	土壌汚染対策法	○
		農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	—
	騒音	騒音規制法	○
	振動	振動規制法	○
	地盤沈下	工業用水法	—
		建築物用地下水の採取の規制に関する法律	—
	悪臭	悪臭防止法	○
	日照障害	建築基準法	○
		横浜市建築基準条例	○
		横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例	○
	横浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	○	
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	—	
グリーン調達	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	○	

(令和5年3月調べ)

表 3.2-38(2) 環境関連法令等（その2）

項目	関連法令	対象事業との関係	
自然環境保全	自然環境一般	生物多様性基本法	○
		遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	—
		地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	○
		自然環境保全条例（神奈川県）	—
		神奈川みどり計画	○
		神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	—
		横浜市水と緑の基本計画	○
		横浜市みどりアップ計画（2019-2023）	○
		横浜自然観察の森条例	—
		横浜つながりの森構想	—
		国立公園、県立自然公園、都市公園等	自然公園法
	都市公園法		—
	神奈川県立自然公園条例		—
	神奈川県都市公園条例		—
	横浜市公園条例		—
	自然環境保全地域	自然環境保全法	—
	風致地区	都市計画法	—
		風致地区条例（神奈川県）	—
		横浜市風致地区条例	—
	特別緑地保全地区	都市緑地法	—
	近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法	—
	敷地内緑地、施設の設置	緑の環境をつくり育てる条例（横浜市）	○
		横浜市緑化地域に関する条例	—
		緑化地域制度	—
		横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例	○
	生産緑地地区	生産緑地法	—
	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	—
	農業専用地区	横浜市農業専用地区設定要綱	—
	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	—
	野生生物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	—
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律		—	
自然再生	自然再生推進法	—	
	かながわ水源環境保全・再生施策大綱	—	

（令和5年3月調べ）

表 3.2-38(3) 環境関連法令等（その3）

項目	関連法令	対象事業との関係	
災害防止	保安林	森林法	—
	砂防指定地	砂防法	—
	海岸保全地域	海岸法	—
	港湾区域	港湾法	—
	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	—
	地すべり防止地区	地すべり等防止法	—
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	—
	地震	神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）	—
		横浜市防災計画 震災対策編	○
	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	—
	河川保全区域	河川法	—
	航空障害	航空法	○
	防火・危険物等の取り扱い	消防法	○
		横浜市火災予防条例	○
化学物質の適正な管理に関する指針		—	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律		—	
廃棄物	循環型社会形成推進基本法	○	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○	
	資源の有効な利用の促進に関する法律	○	
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	○	
	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律	○	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○	
	神奈川県土砂の適正処理に関する条例	○	
	神奈川県循環型社会づくり計画	○	
	神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	○	
	アスベスト除去工事に関する指導指針	○	
	廃棄物処理法における石綿含有廃棄物等の基準等	○	
	神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	○	
	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	○	
	神奈川県分別収集促進計画	○	
	横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3R 夢プラン～	○	
	第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画(平成28年度～32年度)	○	
	事業用大規模建築物における廃棄物の保管場所及び再生利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置に関する指導基準	○	
	横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	○	
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	○		

(令和5年3月調べ)

表 3.2-38(4) 環境関連法令等（その4）

項目	関連法令	対象事業との関係
地球環境保全	地球温暖化対策の推進に関する法律	○
	エネルギー政策基本法	○
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	—
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	○
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	○
	非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律	○
	バイオマス活用推進基本法	—
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	—
	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	—
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	○
	神奈川県地球温暖化対策推進条例	○
	神奈川県循環型社会づくり計画	○
	神奈川県バイオマス利活用計画	—
	横浜市地球温暖化対策実行計画	○
	横浜市地球温暖化対策計画書制度	○
	横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例	○
	横浜市地域冷暖房推進指針	○
	再生可能エネルギー導入検討報告制度(横浜市)	○
	横浜市建築物環境配慮制度(CASBEE 横浜)	○
その他	景観法	○
	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	—
	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	—
	屋外広告物法	○
	神奈川県屋外広告物条例	—
	横浜市屋外広告物条例	○
	神奈川県景観条例	○
	神奈川景観づくり基本方針	○
	横浜市景観計画	○
	横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	○
	横浜市景観ビジョン	○
	横浜市公共事業景観ガイドライン	○
	横浜市景観計画及び関内地区都市景観協議地区	○
	関内地区都市景観形成ガイドライン	○

(令和5年3月調べ)

表 3.2-38(5) 環境関連法令等（その5）

項目		関連法令	対象事業との関係
その他	まちづくり方針	横浜都市交通計画	○
		横浜市都市計画マスタープラン・区プラン	○
		土地区画整理法	—
		横浜市駐車場条例	○
		横浜市自転車活用推進計画	○
		横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例	○
		横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	—
		横浜市現市庁舎街区等活用事業実施方針	○
		関内・関外地区活性化推進計画	○
		関内駅周辺地区エリアコンセプトブック	○
		関内駅周辺地区エリアコンセプトプラン	○
		関内・関外地区活性化ビジョン	○
		関内駅周辺地区駐車場整備ルール	○
	文化財	文化財保護法	○
		神奈川県文化財保護条例	—
横浜市文化財保護条例		—	
その他	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	○	
	光害対策ガイドライン	○	
	工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン	○	

(令和5年3月調べ)

3.3 調査対象地域等の地域特性

「3.2 地域の概況」の調査結果から要約される、対象事業実施区域及びその周辺地域における地域特性の概要は、表 3.3-1(1)～(4)に示すとおりです。

対象事業実施区域は幕末から明治中期にかけて造成された古い埋立地に位置し、北側には大岡川、南側には中村川と堀川が東へ向かって流下し、横浜港へ注いでいます。

対象事業実施区域周辺は市街化が進み主に商業地域として利用されているため、まとまった樹林地は少なく、横浜公園や大通り公園等の樹木が都市環境における貴重な緑となっています。

周辺の旅客用鉄道は、JR 根岸線、京浜急行線、横浜市営地下鉄ブルーライン、みなとみらい線等が整備され、JR 根岸線と横浜市営地下鉄ブルーラインの関内駅が対象事業実施区域の最寄り駅となります。

対象事業実施区域周辺の道路としては、対象事業実施区域北西から南東側には高速神奈川 1 号横羽線、一般国道 16 号線及び市道関内本牧線第 7002 号線があり、それらに交差するかたちで、横浜鎌倉線等が通っており、これらが対象事業実施区域への主なアクセス道路となります。

表 3.3-1(1) 地域特性の概要（その1）

項目	地域特性の概要
気象の状況	<ul style="list-style-type: none"> 横浜地方気象台(横浜市中区山手)における令和4年の平均気温は16.7℃、平均相対湿度は69%、平均風速は3.4m/s、最多風向は北)*、降水総量は1,657.5mmとなっています。 *) は観測結果にやや疑問がある、または統計を行う対象資料が許容範囲内で欠けている値を示します。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なりますが、全体数の80%を基準とします。
地形、地質、地盤の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域は幕末から明治中期にかけて埋め立てられた古い埋立地で、地形は三角州・海岸低地に分類されます。また、平坦地の北縁にあたる大岡川の北西側には砂礫台地や山地斜面等、南縁にあたる中村川の南側にはローム台地や山地斜面等が分布しています。 対象事業実施区域は埋立地であるため、地質は埋土となっています。また、対象事業実施区域北側にはかつての海岸であった自然堤防及び砂洲堆積物が分布しています。 対象事業実施区域及びその周辺の土壌は人工改変底地土(市街地)に分類され、軟弱地盤の層厚は40～50mで、軟弱地盤の厚い地域となっています。
水循環の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域北側には二級河川の大岡川が、対象事業実施区域南側には、二級河川の中村川、堀川が東へ向かって流下し、横浜港へ注いでいます。 調査区域の中村川南側、大岡川北側の主に台地縁辺の崖地に湧水が確認されています。
植物、動物の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の JR 関内駅側の面を除く 3 面にはイチョウ、サクラ類の街路樹が植栽されています。 対象事業実施区域周辺は市街化が進んできた地域であることから、まとまった樹林地は少なく、市街地が多くを占めていますが、対象事業実施区域西側、南側の台地上には緑の多い住宅地等がみられます。 調査区域には神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006 に記載された神奈川県のレッドデータ植物群落や、自然環境保全基礎調査(環境省)により選定された「特定植物群落」は存在しません。 横浜市が調査した「市民協働生き物調査の仕組みづくり」によると、市街地や緑の多い住宅地に生育する植物の中には、環境省レッドリスト 2020 や神奈川県レッドデータブック(植物編) >2022 で選定された重要な植物は含まれていません。 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区、首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地特別保全地区、森林法に基づく保安林等の重要な樹林もありません。 調査区域には、環境省の第 4 回と第 6 回の巨樹巨木調査による巨樹巨木が 6 件、横浜市の名木古木保存事業における名木古木が 40 件存在しています。 調査区域には、神奈川地域森林計画による「地域森林計画対象民有林」があり、さらに「日本大通りのイチョウ」が景観法に基づく景観重要樹木に指定されています。 調査区域の動物としては、神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006 に記載された神奈川県の絶滅の恐れのある地域個体群や鳥獣保護区の指定はありません。

表 3.3-1(2) 地域特性の概要（その2）

項目	地域特性の概要
植物、動物の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周辺は大部分が市街地や緑の多い住宅地であるため、このような環境に適した動物(アブラコウモリ、シジウカラ、スズメ、セグロセキレイ、アズマヒキガエル等)が生息していると考えられます。これらの種には神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006で選定された重要な動物が含まれています。 調査区域には、農地はありません。
人口、産業の状況	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年の人口密度は西区と南区では横浜市全域に比べて高く、中区では低くなっています。1世帯当りの人員は3区とも横浜市全域よりやや低くなっています。 令和元年から令和5年の人口等の推移について、横浜市では、人口と世帯数ともに令和3年までは増加していますが、令和4年以降人口は減少しています。調査対象地域の3区も年により多少のバラツキがみられるものの、基本的には横浜市と同様の傾向がみられます。 事業所数が最も多いのは、調査対象地域の3区とも卸売業、小売業です。従業者数が最も多いのは、中区では卸売業、小売業ですが、西区ではサービス業(他に分類されないもの)、南区では医療、福祉です。
土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象地域の3区については、大部分が市街化区域となっており、西区と中区では商業系、南区では住居系が最も多い状況です。 対象事業実施区域は商業地域に位置し、商業・業務用の中低層建物が密集しています。 対象事業実施区域周辺には高層の集合住宅や商業・業務ビルが一部に点在するものの、概ね建物高さが一様(建物高さ31m以下)な中低層建物によって市街地が形成されているほか、旧横浜市庁舎街区など建設中の再開発区画がみられます。
交通、運輸の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺の道路としては、対象事業実施区域北西から南東側には高速神奈川1号横羽線、一般国道16号、市道横浜駅根岸線があり、それらに交差するかたちで、県道弥生台桜木町線、県道横浜鎌倉線等が通っています。 平成27～28年度及び平成30年度に測定された交通量のうち、対象事業実施区域に近い関内駅南口では市道山下高砂線第7004号線の日本大通り駅方面と不老町方面が6,000台/12時間以上と多くなっています。 対象事業実施区域の周辺には、市営バスと民営バスが運行しています。対象事業実施区域北側の市道関内本牧線第7002号線沿いに、市営バスの停留所「地下鉄関内駅」があります。 調査区域の旅客用鉄道は、JR根岸線、京浜急行線、横浜市営地下鉄ブルーライン、みなとみらい線があり、最寄りの駅は、JR根岸線と横浜市営地下鉄ブルーラインの関内駅です。 乗車人員は、調査区域内でみられる駅の中でJR根岸線の桜木町駅が最も多く、次いでJR根岸線の関内駅が多くなっています。 調査区域内でみられる駅における乗車人員は、平成30年度までは概ね増加傾向を示していましたが、新型コロナウイルス感染対策の一環で外出の抑制が要請されたことにより、令和2年度は乗車人員が減少しています。その後、新型コロナの行動制限の緩和に伴い、令和3年度の乗車人員は増加傾向に転じており回復の兆しがみられます。 横浜港の入港船舶総数の隻数は減少傾向にあります。総トン数は令和元年度までは増加傾向で推移し、令和2年度には減少したものの令和3年度に再び増加に転じています。
公共施設等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域に最も近い教育施設等は、対象事業実施区域南側の道路を隔てたにじいろ保育園関内です。また、対象事業実施区域に近い施設として、関東学院大学横浜・関内キャンパス、YMCA Global Kindergarden、横浜YMCA学院専門学校があります。 医療機関としては、対象事業実施区域の南側約250mに医療法人回生会ふれあい横浜ホスピタルがあります。 主な官公庁としては、対象事業実施区域内に尾上町交番があるほか、対象事業実施区域の北東側に横浜住吉町郵便局や横浜中年金事務所があります。 福祉施設等としては、対象事業実施区域の南側約200mにシニアホテル横浜、南側約250mに不老町地域ケアプラザがあります。 その他の市民利用施設として、対象事業実施区域の周辺には北側約250mに関内ホール、横浜市青少年育成センターがあり、南側約250mには横浜市技能文化会館があります。 公園・緑地等としては、対象事業実施区域の東側約150mに総合公園の横浜公園が、また、南側約100mには地区公園の大通り公園があります。
文化財等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域に最も近い指定・登録文化財は西側約250mの吉田橋関門跡、認定歴史的建造物では西側約300mの旧横浜松坂屋西館です。 埋蔵文化財包蔵地としては、対象事業実施区域周辺の台地には貝塚や集落跡などがみられ、東側の隣接地には、都市遺跡である港町一丁目遺跡(二代目旧横浜市役所跡)が存在します。

表 3.3-1(3) 地域特性の概要(その3)

項目	地域特性の概要
公害苦情	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市における公害苦情総数は1,362件であり、公害苦情の多い項目としては騒音の430件、大気汚染の362件、悪臭の358件となっています。 調査対象地域の3区も横浜市全体と同様、公害苦情数は騒音が最も多く、悪臭、大気汚染、振動が多くみられます。
大気汚染	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域に最も近い一般環境大気測定局は、対象事業実施区域北西側約2.3kmの西区平沼小学校で、次に近い測定局は対象事業実施区域から南西側約2.7kmの横浜商業高校です。また、最も近い自動車排出ガス局は対象事業実施区域北西側約3.1kmの西区浅間下交差点となります。 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質は上記3局で測定されており、すべての年度で環境基準に適合していました。 一般環境大気測定局の光化学オキシダントについては各年度とも不適合でした。光化学オキシダントは気象要因による変動が大きく、全国的に環境基準が達成できていない傾向があります。
水質汚濁	<ul style="list-style-type: none"> 調査区域には、東京湾横浜港内に公共用水域水質測定地点があり、平成29年度～令和3年度の調査によると、水素イオン濃度は全年度で環境基準に不適合でした。また、全窒素は令和3年度、全磷は平成29年度、令和元年度及び令和3年度が環境基準に不適合でした。 調査区域では、横浜市が地下水の水質測定を実施しており、平成29年度～令和3年度の調査では環境基準値を超過する項目は確認されていません。
騒音	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通騒音は、平成29年度～令和2年度に11地点で測定されており、国道1号の西区戸部本町、山下高砂線の南区浦舟町4丁目、高島関内線の西区桜木町5丁目、国道133号の中区本町1丁目は昼間・夜間ともに環境基準を超過し、山下本牧磯子線の中区新山下1丁目、関内本牧線の中区上野町2丁目は夜間のみ超過していました。 調査区域内には鉄道騒音の測定は実施されていません。 調査区域内では平成25～28年度に5地点で一般環境騒音の測定が実施されており、1地点は夜間に環境基準を超過していましたが、他の4地点は環境基準に適合しています。
振動	<ul style="list-style-type: none"> 調査区域内では、横浜市による道路交通振動、鉄道振動の測定は実施されていません。
土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> 調査区域内には、形質変更時要届出区域が11箇所あります。対象事業実施区域は要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定はされていません。
悪臭	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺には、著しい悪臭の発生源はみられません。
地盤沈下	<ul style="list-style-type: none"> 調査区域内では4箇所水準測量が行われています。各地点とも平成30年度以降は欠測となっていますが、近年ではほとんど変動は見られない状況です。ただし、調査区域内でも測点が限られ、かつ現在欠測であることから、資料からは調査区域内における地盤沈下の有無は判断できません。
災害の状況	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年の横浜市における災害による被害の発生件数は、住家一部破損3棟、ブロック塀等3箇所、その他15箇所です。また、西区、中区及び南区では、その他がそれぞれ1箇所となっています。 調査区域では、元禄型関東地震で震度6弱～7、東京湾北部地震で震度5強～6強、南海トラフ巨大地震で震度5弱～6弱の揺れが想定されています。 「急傾斜地崩壊危険区域」「土砂災害警戒区域」は対象事業実施区域周辺の台地の縁辺部にみられ、対象事業実施区域には指定がありません。 洪水による浸水想定区域(想定最大規模)は、三角州・海岸低地地形を中心に広がっています。対象事業実施区域も三角州・海岸低地地形に位置し、対象事業実施区域及びその周辺には0.5m未満で浸水が予測される区域があります。 内水による浸水想定区域(想定最大規模)は、調査区域では広く浸水が想定されており、大部分は浸水深1.0m未満となっています。なお、対象事業実施区域は0.5m未満と想定されています。 津波による浸水想定区域は、海岸から南西に伸びる低地に広く分布しており、対象事業実施区域も浸水域となっています。浸水深は概ね2.0m未満で、対象事業実施区域では1.0m以上～2.0m未満の浸水が予測されています。 想定される最大規模での高潮による浸水区域は、海岸から南西に伸びる低地に広く分布しており、対象事業実施区域及びその周辺は3.0m未満の浸水が予測されています。

表 3.3-1(4) 地域特性の概要（その4）

項目	地域特性の概要
災害の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震の3地震を対象として液状化の検討が行われており、各地震ともに、対象事業実施区域は液状化の可能性のある～液状化の危険度が高い地域と評価されています。 ・調査地域には、地震等災害時に洗浄水等、飲料水以外の生活用水として活用できる井戸（災害応急用井戸）があります。 ・この井戸は対象事業実施区域西側、南側の台地に分布していますが、対象事業実施区域を含む埋立地にはみられません。
廃棄物の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市では、「よこはま3R夢プラン」に基づき、ごみと資源の総量を平成37年度(令和7年度)までに平成21年度比10%以上削減することを目指しています。令和3年度のごみと資源の総量は約1,178千トンで基準年度である平成21年度(1,275千トン)と比較して、約97千トンの削減(約-7.6%)となっています。 ・横浜市の令和2年度の産業廃棄物発生量は956万トンで神奈川県全体の約55%を占めています。 ・横浜市における産業廃棄物発生量はおおむね横ばいで推移しています。
法令等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業と関連のある適用法令としては「環境基本法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の総合的な法令及び「大気汚染防止法」、「騒音規制法」等の個別の法令が該当します。対象事業の実施に当たっては、関連のある法令等を遵守します。